

厚木市郷土資料館 第13回収蔵資料展

# 活動する青年たち

～厚木の青年団資料を中心に～



厚木市教育委員会

# ごあいさつ

厚木市郷土資料館では、市民や研究者の皆様の御協力を得て収集いたしました資料の一部を広く公開するため、収蔵資料展を開催しております。

13回目となる今回は、「活動する青年たち」をテーマに、厚木市内の青年団に関する資料を展示いたします。

かつて、「ワカイシ」「若者連中」と呼ばれた青年たちは、ムラの非常時に活躍するなど、ムラにとってなくてはならない存在でした。本資料展でスポットを当てる「青年団」は、国の指導により誕生した官製の団体ではありますが、若者の年齢集団として若者組からの流れをひくもので、それは「郷土の人間」を作り上げる「郷党教育<sup>きょうとう</sup>」の場であったとともに、ムラの中心的な労力も担うものでした。

本資料展では、「依知村青年団」「小鮎村青年団」等の資料を中心として、ムラや国とのかかわりなど、近現代の世相とともに、厚木市内の青年団活動の全体像が見渡せるよう展示を行ないます。

昭和40年以降、地域共同体の崩壊と時期を同じくして、青年団の活動も停滞し、解散の時を迎えることとなります。それぞれの展示資料に刻まれている時は、青年たちの付き合いの中心が「職場」ではなく「地域」にあった時代のものといえるでしょう。これらを懐かしいと感じる世代、その存在を知らない世代、様々な世代に向けて、展示資料はその時代の何を語り、何を今に問い掛けてくるのでしょうか。

本資料展が、私たちの暮らすこの地域の歴史に触れる機会となり、ふるさと厚木をより深く御理解いただく一助となれば幸いです。

最後になりますが、本資料展の開催にあたり、資料を寄贈していただいた市民の方々、御協力を賜りました皆様の御厚意に心からお礼申し上げます。

平成13年5月

厚木市教育委員会

教育長 **長谷川 美雪**



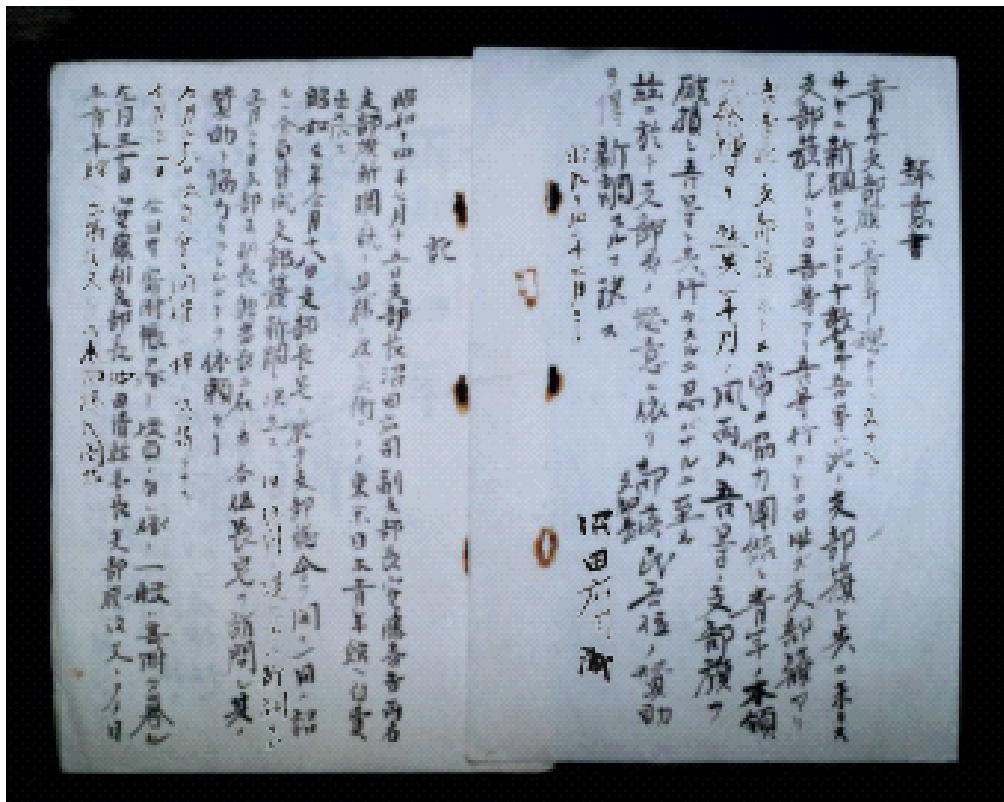
青年団旗なる（及川青年団）



青年団の活動と当時の世相を物語る資料



青年団の運動会(依知青年団関口支部、中丸武夫氏蔵)



「青年団会則簿」(明治24年設立、中分青年団)

# 目 次

ごあいさつ

口 絵  
目 次  
例 言

## 「青年団」前史

- 1．明治以前の若者のうごき
- 2．青年団とは何か

「青年たちのあゆみ」星野 悦

## 青年団旗はためく

- 1．青年団の結成
- 2．青年団の活動

## 村と青年団、国と青年団

- 1．村と青年団
- 2．国と青年団
- 3．戦後の青年団

参考文献一覧

展示資料、関連収蔵資料一覧

\*表紙のイラストは『知光』（昭和27年、依知村青年団発行）より転載

## 例 言

- ・本展は収蔵資料のうち、青年団等に関わる文書、民具などの資料を展示するとともに、一部の資料を借用して展示した。
- ・展示場などの関係で、本文、収蔵資料一覧に記載されている資料であっても展示されていない場合がある。

## 展 示 information

- ・会 場 厚木市郷土資料館
- ・期 間 平成13年5月19日(土)～7月8日(日)  
\*会期中の休館日は、5月28、29日、6月25、26日
- ・時 間 午前9時～午後5時
- ・主 催 厚木市教育委員会
- ・協 力 金子 淳、中丸武夫、藤野光典、星野 亮、山崎祐子  
依知公民館、小鮎公民館  
(50音順、敬称略)

## 関 連 事 業

- ・民俗学講演会 6月3日(土) 13時30分～15時  
テーマ 「民俗学からみた青年団」  
講 師 山崎 裕子(白百合女子大学講師)

# 「青年団」前史

今回の収蔵資料展「活動する青年たち」では、資料館が所蔵する厚木市域の青年団関連資料を中心に、かつて青年たちが村においてどのような役割を担ってきたのか、近現代の世相をまじえながら、その意義を考えてみたい。

明治以前から村の年齢集団として存在していた「ワカイシュ」「若者共」と、その集団を母体に作られた官製の団体である「青年団」を完全に切り離すことは困難である。そのことは、「改組されても、ムラを単位とした場合には、伝統的な若者組の様相を持ち続けたとみられ、伝承の上においては、青年会も青年団も共に、昔の若者組の呼称であるワカイシュ・ワカイシュナカマ・ワカイシュグミが使用されている」（註1）という一般的な認識からも伺われる。しかし、一方では「青年団」という言葉を、懐かしいと感じる世代、どうも戦時中を思い出してしまうという世代など異なった捉え方も存在している。

そこで「若者たちの活動」について時代を追ってみていくことにより、どのような部分が従来から継続された「若者組」の属性であり、どの部分が官製以降に付け加えられたものであるのか、それを探りながら本展示会の概要を解説していくこととする。

## 「青年団」以前の若者のうごき

**奉納主体として** 明治以前、厚木市域の若者たちは日常的にどのようなことを行っていたのだろうか。残念ながら、そのことを詳しく記した文書は残されてはいない。しかし、文化3年（1806）「絵馬奉納の一件」（註2）という文書資料には、若者たちの活動の一端が記されている。ここには、不要になった太鼓を売り払い、鎮守・富士浅間宮の祭礼に奉納された絵馬、そこに記された名前を巡って中依知の若者共が争論を起こした事件の経緯が詳しく記されている。今後は「村内若者共何事に依らず、一同相談の上仲睦まじくつき合いをする」ということで決着をみている。

神仏への奉納主体として「若者共」が描かれていたが、この絵馬は残念ながら残されていない。しかし、他の地区には、温水の源正寺に安永5年（1776）の銘をもつ「若者中」寄進の鉦<sup>かね</sup>が残されており、上落合の長徳寺には文化13年（1816）

の石灯籠が「若者中」によって奉納されている（註3）。

「依知村山際規則」から 明治31年(1898)制定の「依知村山際規則」には「<sup>ひじょうぐみ</sup>非常組」という名称で若者組が登場するが（註4）、関連する条項で青年団がどのように描かれているのか、ムラの行事とどのように関係しているのかをみる。

### 第三章 招待

#### 第十六条（略）

**第十七条** 婚姻披露に招クハ親戚組合義理各夫婦呼トス。但近所組合親戚ノ家内呼ヲ廃ス

- 一 所有地価貳百円未滿ハ夫婦呼ヲ一人呼ニスルモ妨ナシ
- 二 勝手方ノ便宜上相互ニ手伝ニ依頼スルハ妨ナシ
- 三 非常組ヲ披露ニ招キタル例ヲ廃ス（以下略）

### 第四章 馳走

#### 第二十三条～第二十五条（略）

**第二十六条** 婚姻最寄披露及非常組祝儀酒代合セテ所有地価千円未滿地価ヲ以テ制限スル  
左ノ数項ニ依ル

- 一 地価貳百円未滿酒代金七十銭
- 二 地価二百円以上五百円未滿酒代金一円五十銭
- 三 地価五百円以上千円未滿酒代金三円

**第二十七条** 三最寄非常組祝儀酒代所有地価千円以上地価ヲ以テ制限スル左ノ数項ニ依ル

- 一 地価千円以上五千円未滿最寄非常組ニ金貳円兩最寄ニ金壹円宛トス
- 二 五千円以上壹萬円未滿最寄非常組ニ金三円兩最寄ニ金壹円五十銭宛トス
- 三 壹萬円以上貳萬円未滿最寄非常組ニ金五円兩最寄ニ金二円宛トス
- 四 二萬円以上三萬円未滿最寄非常組ニ金五円兩最寄ニ金三円宛トス

**第二十八条** 初孫五月節句祝ニハ非常組祝儀酒代最寄限リトシ所有地価ヲ以テ制限スル 左  
ノ数項ニ依ル

- 一 地価貳百円未滿戸主ノ任意トス
- 二 地価五百円未滿金七拾銭
- 三 地価千円未滿金壹円
- 四 地価五千円未滿金貳円
- 五 地価壹萬円未滿金三円
- 六 地価三萬円未滿金五円（以下略）

**第七十一条** 義太夫稽古致ストキハ左ノ数項ニ依ル



- 一 不作ノ年又ハ風災ノ年稽古致スベカラズ
  - 二 不作風災後二ケ年亦同ジ
  - 三 義太夫稽古ハ最寄限リトス他ノ最寄ヨリ祝儀酒代ヲ贈ル可カラズ親戚**非常組**モ亦同ジ
  - 四 義太夫稽古仕舞ノ酒席ニハ最寄ト言エドモ関係外ノ者ハ打寄ルベカラズ(以下略)
- 第七十六条 非常組**ハ第廿六廿七廿八条祝儀酒代ヲ受ルモ酒開ト唱ヘ祝賀ヲ行フ者ハ勝手ヨリ肴ナド貰ウベカラズ」

以上、非常組の名は婚礼、初節供などいくつかの条項にみられるが、婚礼へは招待されなくなり、初節句の際の酒代が制限されたりしている。しかし、ここで「...スベカラズ」という禁止表現されている事項は、逆に考えると規約ができる前まで行なわれていたものと思われ、青年たちの活動の一端がうかがわれる。

民俗事例として いずれにしても文書資料、<sup>きんせきぶん</sup>金石文からは、年齢集団としての「若者組」が日常的にどのような活動をしていたのかを詳しく知ることは難しい。では、伝承資料としてはどうなのだろうか。『神奈川県史』(註5)では、厚木市域として上依知、金田の若者組が調査されているので、以下、関連記述をひろってみる。

**厚木市金田** 長男は17、8歳、次三男は20歳くらいでワカイシに加入した。定期会合は正月16日、年一回でワカイシュビマチ(若衆日待)と称した。新加入者の披露、役員を選出などが行われた。

世話人から年長者の命令に従うこと、品行について訓辞があった。若衆組に関する規約、制裁の伝承は希薄。

氏神・金田神社の祭礼はワカイシモチで行われた。氏子総代の指揮の下に道路掃除・幟立て・舞台づくりを三日間にわたって行い、神楽を奉納した。

ムラの休み日には「通り正月」といって道路に箆を敷き、昼夜を問わず、娘も混じって義太夫などをして遊んだ。他村の若者もやってきたという。

また、明治40年頃作られた私設消防には全ての青年が従事した。

**厚木市上依知** 16歳になると、正月15日の定期会合の時に酒一升をもってワカイシ入りをした。

御条目があり、違反すると帳面に名をつけ、その上に赤い星をつけ、重いものには黒星がつけられた。泥棒は黒星で、相談の結果で組をぬいたという。

個別に記された厚木市域の事例はこれのみである。

若者組は「婚姻の成立と深いかわりをもつと同時に、一人前のムラビトとなるべき教育の場であり、ムラの祭りにおいて重要な役割を果たしてきた」と一般的にいわれているが、厚木の場合には詳しく調べられていないうちに、当時を知る古老が少なくなり、調査も難しくなっているのが現状のようだ。

青年団以前の資料からその全貌をうかがうことは難しく、今後厚木の若者の活動を解明するためには、青年団の活動の中にどれだけそれを探ることができるのかにかかっている。

## 「青年団」とは何か

「青年団」の定義 「青年団」という言葉を聞いてどのような集団、組織を連想するだろうか。広辞苑には「一定地域に在住する青年によって組織され、修養・親睦・社会奉仕などを目的とする自治団体」とある。これが一般的な見方であろう。

では、なぜ人によって「青年団」の見方が違うのだろうか。まず、各種事典類によって、その定義をみてみよう。

『民俗学事典』では「旧来の若者組や夜学会、同窓会、もしくはそれらを母胎として組織されていた青年会を、さらに改組、改名して成立させたもの」（註6）とされており、旧組織からの「継続性」が盛り込まれている。一方、同じ筆者（平山和彦）による記述ではあるが『国史大事典』では「明治以降、一定地域を単位として全国的に形成された青年を主体とする集団。概して明治期には青年会、大正以降は青年団と呼称することが多い」（註7）と歴史的に詳しく述べられている。

実は、前者も明治末年から敗戦直前の学徒隊編入・解散、近年の活動停滞状況にまでふれている。しかし、後者には歴史的変遷がより詳しく記されている。人によって青年団の捉え方に差がみられるのは、この時間的な違いによるものではないかと思われる。

以下、平山に従って青年団の変遷をたどってみよう。まず、青年団の成立、組織化だが、次のように幾通りかの契機、過程があったという。

- (1) 明治初期に一度 社という名称の組織に改組され、さらに中期以降に青年団となったもの
- (2) 在来の若者組が消滅した後、明治中期に夜学会・同窓会・学習会などが組織され、続いてそれらを母胎に青年団が作られたもの
- (3) 明治中期から大正期にかけ、それまで存続していた若者組を改組して青年団を結成したもの

一般的な割合としては(3)が多く、(1)は局地的な流行があり、自由民権運動の影響がうかがわれるものもあるという。自由民権運動が盛んであり、荻野には相愛社といった政治結社もあった厚木ではあるが、この点の詳細については不明である(註8)。

一方、学校制度の確立と関連する(2)の夜学会・同窓会・学習会だが、市内でも夜学会という言葉はよく聞かれる。いずれにせよ、明治中頃までの青年団には学習会的な側面が強かったといわれている。

その後、日清日露戦争を経て、政府当局が青年団の育成、活用策が「地方改良運動」の一環として位置付けられ、内務省は風俗改良・産業振興、文部省は補習教育・通俗教育を基準に優良青年団の表彰を行なっている。このあたりについては次章以降で詳しくみていく。

大正4年に、打ちだされた内務・文部両省による青年団の修養機関化、<sup>そうてい</sup>壮丁の予備教育機関化という二方針、特に後者は在郷軍人会との関連で、青年団の軍事化を促進した。しかし、大正デモクラシーの風潮下で、大正5年に結成された全国青年団の統制とともに不成功に終わっている。

**柳田國男のみた「青年団」** 日本民俗学の祖といわれる柳田國男も、青年団に関する論文(註9)で青年団を旧来の若者組と比較して、どこが改良なのかという痛烈な批判をしている。昭和初期に著された『明治大正史世相編』(註10)では「第13章 伴を慕う心」で当時の青年団、婦人会など、村内の各種団体についてもふれている。そこで「青年でない者の指導に対する条理ある拒絶をたのもしく思う」としたのは、先にふれた田中義一ら軍部の意向に基づく青年団軍事化の不成功についてのことであると思われ、青年訓練所の指導についてもその偏向を指摘している。

\*

次章以降、収蔵資料によって様々な角度から「青年団」についてみていくが、まず厚木市

域の青年団の変遷についてコンパクトにまとめられた、星野悦氏による「青年のあゆみ」（厚木市史編纂委員会編『厚木近代史話』昭和45年）を転載しておく。

【 註 】

（註1）平山和彦「青年団」『国史大事典 8』 昭和62年、吉川弘文館

（註2）厚木市史編さん室編『厚木市史 近世資料編(1)社寺』 昭和61年

（註3）厚木市文化財協会編『厚木の民俗3 講』 昭和58年

（註4）現在、当地では非常組という言葉を書く事ができないが、規制内容等から若者集団と比定した。

（註5）『神奈川県史 各論編5 民俗』 昭和52年

（註6）平山和彦「青年団」『民俗学事典』 昭和47年、弘文堂

（註7）前掲（註1）

（註8）大畑 哲『神奈川の自由民権 小宮保次郎日誌』（昭和59年、勁草書房）によれば、相愛社だけでなく、市域には、七沢村・乃有社、長谷村・有理社、上荻野村・興眠社などがあったが、これらは民権運動の勉強会、活動拠点であり、青年団との関わりについては不詳である。

（註9）柳田國男「青年団の自覚を望む」『奉公163号』大正5年

（註10）柳田國男「明治大正史世相編」『柳田國男全集 26』平成2年（初版は昭和6年）、筑摩書房

---

# 青年のあゆみ

星野 悦

---

わが国の青年の動きは、その源は詳かでないが、徳川時代より各地域の氏神を中心にその祭祀等の奉仕に地域の若者たちが当る風習が多かったのである。即ち御輿舁ぎ、舞台掛、囃子太鼓など若者たちが相集って自然に組織された一つの団体で地域によって若衆連中・若連・若者中・若者仲間・太鼓連中等々種々の呼名を以て存在し、これに仲間入りすることによって大人（成人）としての一人前の取扱いがされたのである。わが厚木においても各地域にこうした組織があった。然して地域を中心に「火消」の任務その他社会安寧の維持活動など重要な役割をなし、社会的に大いに認められていたのである。

## 明治時代

明治新政の社会的大変革に伴い警察制度や消防制度の制定により、若者がそれら社会的任務からかけ離れて以来、風紀は乱れとにかく怠惰の気風さえ醸し出された時代もあった。然るに日清日露の大戦において多くの国民が駆り出され、残された銃後の若者連中にも国家的任務を荷せられることになった。明治38年以来政府はその必要性を特に痛感し度々通牒を発し、（一）従来の若者連中の実情を反省して風紀を改善し、（二）勤儉貯蓄の励行、（三）協同作業によって収益をはかる……等々の基本要領を示し富国強兵の実を挙げることに努力した。かくて政府は青年活動の発展を期して助成をなし、明治43年各地域の若者連中を統合して各町村単位の青年会を組織した。同年10月にはさらにこれを統一して愛甲郡各町村青年会連合会を結成、事務所を愛甲郡役所に置いた。各町村青年会長には小学校長又は町村長が郡聯合青年会長には歴代の郡長がこれに当たったのである。

## 大正時代

政府は青年活動の益々重要性に鑑み、育成指導に重点を置き、大正四年内務文部両省より発せられた青年指導に関する訓令に基き町村青年会を青年団に、町村地域青年会を支部或は

分団に改め同時に団員の教養指導のためには、神奈川県法令により県立厚木中学校長大矢八十八郎を任命し、愛甲郡下青年指導を担当せしめた。愛甲郡は直ちに各町村長に通達して、町村組織を右に順じて改組すると共に、大正7年3月29日愛甲郡青年団の生誕を見たのである。更に大正13年に至り中央部の指示により愛甲郡聯合青年団と改称、なお神奈川県聯合青年団と県下を統一し、10月始めて大日本聯合青年団三百万の大同団結が行なわれた。かくて修養団体としての青年団組織は全国一元化され、強化拡充の大目的が達せられたのである。爾来愛甲郡聯合青年団長には県立厚木中学校長が歴任し、初代大矢団長に次いで三森、園田、藤井、黒土と昭和6年3月まで続いた。

大正9年11月23日皇太子殿下より全国青年団に対し令旨を賜ったのであるが、これにより大戦終結までわが青年団はこの趣旨を基調として青年活動に邁進した。従って令旨奉戴の日を青年記念日と定め、全国各町村青年団に至るまで当日記念式典を挙行し、修養団体としての本分を自覚せしめたのである。

令旨 国運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ鑑ミ其ノ本分ヲ尽シ奮励協力以テ所期ノ目的達成スルニ勗メムコトヲ望ム 大正九年十一月二十二日

## 昭和時代

大正7年より昭和6年まで県立厚木中学校長（団長）統帥のもとにその活動は、内務省、文部省の訓令指導に基き総ての運営がなされていたのであるが、遇々昭和4、5年頃より愛甲郡は団の組織運営の民主化が叫ばれ、従来の官僚的制度を脱却して、本来の目標である自主的青年団経営に踏み切り、一般幹部の内より団長以下役員を選出することに決定した。即ち初代高橋郷勝、次いで中丸雄二郎・加藤佐平・遠藤育美・杉村謙治・星野悦・六代を経過したのである。

青年団組織が全国統一されてより、愛甲郡聯合青年団の組織活動は修養部産業部・体育部の三部制を実施し、その他時宜に応じて各種小委員会を組織して運営をなし、各单位団においてこれに準じた組織が多かったのである。即ち、

（1）修養部における主なる事業は、機関誌「愛青」の発刊、幹部指導講習会、長期短期にわたる各種講習会、青年団経営研究会、文書教育普及並に指導講習会、時局対策研究会並びに講演会、単位青年団機関誌発行指導、史跡研究会、郷土芸術普及研究会、読書講習会、輪

読会、弁論大会、娯楽会、短歌俳句会、音楽会、映画会、かるた会、盆踊大会、補習教育の積極的援助、早起会、敬老会、社会奉仕事業等であって、総て郷土における青年社会生活の本質を会得せしめ、健全なる国民善良なる公民たるべき総合的修養団体としての基礎づけを修得せしむるに努力したのである。

(2) 産業部の主なる仕事は、農産物品評会、酪農研究、養豚経営研究、農業の協同作業化、開墾開拓による増収計画指導、青年副業加工品製造指導と展覧会、4 Hクラブの指導育成、農芸種子並びに薬品類の共同購入、産業視察、篤農家視察、緬羊飼育の指導、勤儉貯蓄の奨励等々各町村農業協同組合その他各種農畜産商工組合と密接な連絡と応援を得て積極的活動を行なったのである。

(3) 体育部として各町村体育大会、郡聯合青年団体育大会、県並びに上部団体体育各種競技大会への選手派遣、愛甲会(武道)体力検定、青年団員身体検査、角力大会、球技大会、歩行訓練、登山会、体育講習会等団体訓練による青年体位の向上に努めたのである。

(4) その他一般的には本部指導のもとに、愛甲郡男女聯合青年団春期総会、県並びに大日本青年団定期大会等の参加、出征帰還将士の歓送迎、戦病死将兵の公葬参列遺家族の慰問と墓参、その他郡内諸団体の諸行事に参画して常に中核となって活動したものである。

昭和12年7月7日蘆溝橋に端を發した支那事変は大東亜戦争となり、果ては第二次世界大戦にまで発展した。この時に当り、昭和15年わが国青年史上最大の変革期が到来したのである。

戦時下内外の緊迫した状勢に鑑み、国家総動員体制の確立、民主々義的言行を絶対に許さぬ軍国主義の最高潮期に至り、総て軍の命令と政府の指示訓令により、大東亜新秩序建設の立前より先ず国内体制の強化整備の必要に迫られたのである。その基礎的要素は青年団の統一的指導訓練にあるとし、従来如き男子女子及び少年を個々夫々異なった体系によって指導されて来たものを一元化し、学校教育と不離一体の下に強力体制を確立するため、文部省においては、昭和16年1月16日大日本青年館において、大日本青年団大日本女子聯合青年団、大日本少年団聯盟並びに帝国少年団協会を統合して、新たに文部大臣統轄下に全国五百万を擁する大日本青少年団の結成式を行ない、わが国青年史上燦たる一頁を飾ったのである。引続いて神奈川県としても各青少年団体長並びに関係者協議の結果3月20日県会議場において

神奈川県青少年団の結成を見、県知事の統制下に新発足したのである。

次いで愛甲郡においても2月2日松蘿公園洗心道場での青年常会を皮切りに、郡内青年団長、町村長、国民学校長、青年学校長を中心に会合を重ね、統合趣旨の徹底をはかり、先ず初代青少年団長に県立厚木中学校長永野毅を推し、副団長に厚木高等女学校長金持嘉一、愛甲農業学校長鈴木繁、愛甲郡国民学校長会長大矢雄次の三名を推薦して、夫々県知事の任命がなされたのである。かくて従来の愛甲郡男女聯合青年団は発展的解消をとげ、新たに愛甲郡青少年団の発足となり、4月27日青年学校国防体育訓練大会を兼ねて、二千数百名の参加を得て県立厚木中学校々庭に愛甲青年史を飾る歴史的結成式が挙行され、この新組織により、国家維持の推進力として、健全なる青少年の心身を涵養する重大なる責務を負荷されたのである。したがって国家的に青少年の教養訓練を第一目的として実践鍛錬を施し、共励切磋確固不拔の国民的性格を練成するに全能力を傾注していた所以である。統合された青少年の組織上の精神に就ては、

#### (1) 学校教育と青少年の教養訓練との不離一体制

昭和16年4月より新に制定された国民学校の義務年限は8年となり、青年学校の義務年限と併せて12ヶ年間中等学校在学以外の男子青年は全部青年学校へ入学する義務を負わされ、従って青年学校へ入学している20才までの青少年を直接訓練の対象として、教養訓練を行なうべき青少年と学校教育とが表裏一体をなさねばならない。換言すれば学校においていわゆる教育活動としての知徳体三育を課せられた青少年がそれを実社会においてそのまま実践し、然も国体的活動訓練を徹底することを目途としたのである。

#### (2) 青少年を通じ男女を通じて一貫した訓練体制

従来は青年団、女子青年団、少年団と夫々お互いに個々の団体を構成して、個々の立場で自主活動をして来たのである。国家総動員体制下、一億一心協力して高度国防国家体制の急務を叫ばれている折柄、お互に異なる指導方針と異なる訓練を行なうことは許されないのである。

#### (3) 官民一体となって青少年の指導訓練

青少年運動に多年従事する者の体験によっても、官界或は学校関係にばかり委ねることは誠に当を得ないことである。上位下達、縦の連絡即ち系統的事務的連絡は非常に円滑化されることは事実であるが、これを実社会において団員と共に実践躬行して行く団員の日常生活



における活動を豊富活発ならしめる等の事に至っては、多年の経験と手腕を持ち、その指導力にしても相当研究体験を持っている者も決して少なくないので、いわゆるそうした表裏一体即ち官民一体となった体制を整備しての上の飛躍こそ望ましいものである。

以上の三原則よりして、大日本青少年団 - 神奈川県青少年団 - 愛甲郡青少年団 - 各町村青少年団と一連の組織が生れたのである。

かくて青少年団は国防国家の第一線に画期的大使命を受け、銃後奉公の誠をいたし、一路勝つための信念を捧げつつ昭和20年8月15日戦争終結の詔勅を拝したのである。

終戦を迎えわが国は米軍の占領下において軍国的独裁的政権は一挙に解滅し、民主々義的、自由主義思想は凡ゆる面において複雑極まりない世相の変化を来し、ために戦時中軍国的思想によって培わた青年団組織は壊滅し、若者たちの社会的活動に対する寄り添いを失い恰も虚脱状態でいたずらに時の流れに従い空白時代が続いたのである。

昭和20年代の半ばを過ぐる頃、国民は米国の真の占領目的を理解し、漸く平常な生活を取り戻すようになった。然しながら青年は個々まちまちの意見の中で統一した組織活動は思うようにならず、自由の蔭に青少年の不良化が続出し、これが防止策として、青少年問題協議会を中心に警察署と協力して、国を挙げて防止矯正に努めたのである。

昭和38年頃、厚木市青年団の結成を始め同じ趣味に生きる青年が小人数のグループをつくり、サークル活動を行なうようになった。即ち庭球バレー等を中心のサークル活動、働く青年たちのグループ、農業に従事する青年たちのサークル、芸能文化を中心とするグループ等々漸くにして、思い思いの自主活動をする機関が芽生えて来たのであるが、何れもその内容規模は至って小さなものである。これ等の団体を総合して厚木市青年団連絡協議会が、これに加盟するサークル団体11組を統括しているのであるが、その加盟団体が夫々趣きを異にした目的に向って活動しているので、色々と共通点を欠き、地域的結合団体的要素が薄く、全団体の統一した活発な活動は至って困難な状態である。

### **女子青年のあゆみ**

明治27、8年戦役当時銃後活動として各地域毎に処女会、女子会、娘の会などを設け地域的活動が行なわれていた。愛甲郡としては明治44年5月厚木町処女会（初代会長、足立原政子）を発端に各町村地域的組織のもとに夫々自主的事業を行なっていたのである。

全国一般に普及したのは、大正初期以来のことで、男子青年団体の発展に伴い、地方処女仲間の自覚と欧州戦争に試練せられた交戦国婦女子の活動状況と相俟って地方処女会勃興の機運を促進し、大正8年頃には全国を通じてその団体一万、会員百万を超えるに至ったのである。



大正8年処女会の本旨として、中央部の指示によれば、処女会とは義務教育を終えた女子が団体的訓練により日常必須な知能を啓発し、婦徳を養護し、実際活動に適切なる技能を修得し、心身共に健実なる婦女子たらんとする修養自治団体である……とあり、愛甲郡各町村処女会は、この趣旨に添って、各々独自の立場により、町村女子の補習教育、農事講習会、料理講習会、体育の奨励、徳性の涵養、矯風娯楽、家事の改善、公益慈善、冠婚葬祭の改善等を主とする事業をなし、組織は概ね地域内の処女を会員となし、村長、小学校長、その他篤志者を特別会員賛助会員としていたのである。

大正7年男子青年団が改組生誕するに及び女子会もこれに準じて、県並びに中央の指示により、町村団の改組が行なわれた。即ち大正8年5月厚木女子青年団（初代足立原政子団長）を始め、愛川町荻野村、依知村等相次いで改組され、10月には男子青年団同様各町村青年団組織を終え、更に大正13年には郡下を統一して愛甲郡女子聯合青年団として大同団結し、代々厚木女子高等学校長が団長に就任することになったのである。

爾来男子聯合青年団と相呼応して、修養団体としての本旨に則り、各種講習会研究会を開催し健全なる団経営、婦徳の涵養と公益慈善のため活発なる活動を続けて来たのであるが、大東亜戦も熾烈を極め、男子の出征徴発により各面にわたる人手不足を補うため、工場動員、公共奉仕、農作業奉仕等男子に替って労役するなど銃後活動には重要な役割を果たしたのである。

昭和16年全国青少年団発足の歴史的な大変革に伴って、従来の組織は発展的解消を遂げ新生愛甲郡青少年団傘下に終戦に至るまで以前に優る強力なる銃後活動を続けたのである。

× × × ×

以上は年代順に男女青年団の組織と活動状況の概略をのべたのであるが、厚木市の市制施行までは行政的に総て愛甲郡全般にわたる愛川町及び清川村を含めたものであることを附記しておく。

なお次に特記事項として左の三項及び婦人会のあゆみについて、その概略をのべる。

### 青年団と文化活動

明治、大正、昭和にわたり郡内各町村毎に青年雑誌としては、厚木町(『若あゆ』)、依知村(『知郷』)、荻野村(『荻青』)、睦愛村(『青雲』)、小鮎村(『鮎青』)等々郷土の文学愛好者同人による出版物は数々あり、団報随筆短歌俳句川柳など同じ趣味に生きる仲間により活版ないしは謄写印刷により発行されていた。然しながら何れも永久に残す歴史的、記録的なものは少なかったのである。

昭和12年頃、日本青年団において雑誌『青年』を発刊するに及び、これを中心に全国青年団員の文化の向上と修養を目指して、各町村に文書普及委員会を聯合青年団に文書教育指導委員会を組織して、各地区に委員会、講習会、輪読会、研究会等を開催して、これが普及の徹底を計った。

愛甲郡唯一の機関誌である『愛青』は昭和7年1月1日を以て創刊号が発行され、その目的は青年団の充実、発展への熱烈なる意欲と郷土の歴史的使命を果すため、青年の希望と意気に燃ゆる相互の融和と妍鑽を以て青年文化の向上、産業の発展、思想の善導に寄与するためであった。引いてはこれが青年団を包容する郷土全体の発展推進に継がる歴史的使命を帯びたものである。従って『愛青』は号を追うに従って、愛甲郡下全ての団体及び一般都民のものとなり、統一された郷土そのものの機関誌たる使命を果すに至ったのである。

更に『愛青』のかかる尊き使命に賛同して、惜しみなく援助してくれた郷土の先覚者の指導誘掖が行なわれ、又編輯発行に当っては創刊号及び2号を千葉道雄(中津)第3号より第10号までを伊従博(愛川町)の両名が担当、更に本団幹部並びに全団員の寄稿等たゆまざる協力と努力がなされたのである。

然るに世界戦争末期に至り、日に物資の窮迫をつけ、印刷用紙の不足と、戦時的記事内容に対する当局よりの掲載注意等により、第10刊(発行10周年記念号)を以て廃刊の止むな

きに至ったことは、愛甲郡全般の歴史的記録に一大支障を来したのである。なお機関誌『愛青』の発刊については本団名誉顧問井上篤太郎翁より毎回到り、題字の揮毫及び政治、経済、産業文化等各方面にわたる青年団指導の指針となる長稿と発行資金の全面的援助を受けたのである。

## 青年団と体育活動

明治の中期以降より村の若者連中が小学校の年一回の運動会に参加して地域的に一部の競技に覇を競った程度のものであったが、明治末期に至り青年団組織が郡単位に統一され、更に大正13年全国青年団組織が名実共に完成するに及び、団体的体育の訓練は政府の青年体位向上の趣旨により、国家的重要使命を帯びるに至ったのである。

愛甲郡聯合青年団においては、昭和7、8年頃より短距離界の王者関根健一、山口清春、大谷憲一、中距離跳躍の雄、遠藤賢司等の面々相次いで輩出し、県連合青年団都市対抗競技には横浜、川崎、横須賀の大都市高座、中の大郡に伍して常に第2、3位を占め、毎年明治神宮大会に県代表として選手を派遣し優秀な成績を収めたのである。

昭和14年愛甲郡体育連盟の結成により市内小学校、青年学校、中等学校、青年団を含めた強力なる組織となり、愛甲郡体育界はいよいよ内容の充実したものとなったのである。

然るに昭和16年頃より戦争熾烈の度を加うるに及び高度国防国家建設の建前よりして、競技種目も極端なる変貌を来し、重量物運搬、手榴弾投、剣道、柔道、銃剣術、相撲など、国防的戦時的要素を主とするもののみとなった。

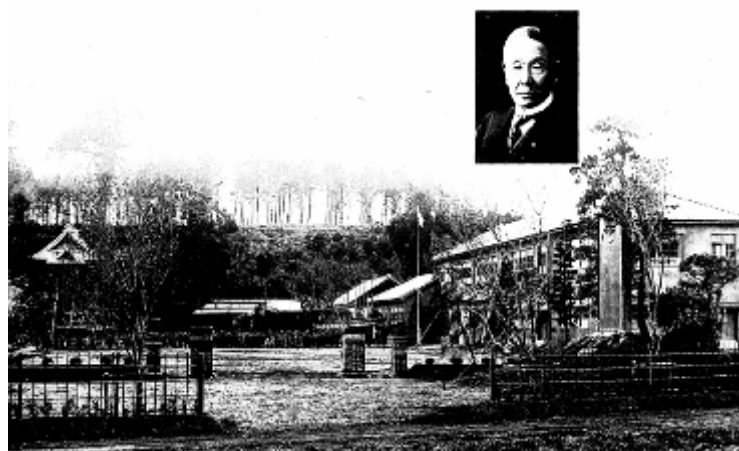
神奈川県スポーツ界の権威者・遠藤賢司は三田村才戸に生れ菁莪小学校より県立厚木中学校を経て、昭和8年3月神奈川県師範学校二部を卒業、ただちに中津小学校に奉職した。小学校時代より既にスポーツ界に頭角を表わし、青年時代に入りますますその技能は円熟し、神奈川県代表として神宮競技、他全国各種競技大会に参加すること十数回に及び、その都度優秀なる成績を納めたのである。

その間県知事その他各種機関より受賞すること十数回、誠に模範青年として愛甲郡のみならず、日本青年体育界の第一人者として名声を博した。偶々過激な練習のため、病を得て、臥床すること一ケ年余り、ついに昭和24年9月7日、横浜十全病院において26才の若さを以て死去したのである。愛甲郡聯合青年団は深くこれを悼み150名余りの団員が会葬して弔意を

表した。

## 井上篤太郎翁と愛甲郡聯合青年団

東都実業界に名声の高い郷土三田村が生んだ井上篤太郎翁は中央政界並びに実業界に幾多の功績を残し、又郷土にあっては、市道三田線の拡幅改修、中津川才戸橋の架橋、財団法人湘山会の設立、松蘿公園洗心道場の建設、三田小学校新築（写真）、



組合立愛甲農業学校々舎並びに設備の拡充と県への移管、愛甲郡農村振興綿羊及び飼育舎機械施設等々莫大なる私財を投じて、地方自治並びに社会事業に貢献された事績は実に枚挙にいとまがない。殊に地方青年の指導育成に当っては格別の関心を持ち、愛甲郡唯一の機関誌『愛青』の発刊については創刊号より、その経費一切の負担のみならず、毎回到わり政治・経済・教育・産業等各方面にわたる長稿を寄せられ、青年のよき指導者として慈父の如くに敬慕されていたのである。

かく幾多の功績により、昭和3年10月藍綬褒章を、昭和11年9月紺綬褒章を授与されたのである。又翁は稀に見る義理堅い、几帳面な人で、人から訪問を受け或は文通のあった場合には必ずただちにそれに対する礼状、返信を細々と極めて達筆な筆書きにて寄せられるのが常であった。

## 婦人会のあゆみ

明治37、8年戦役当時、日本赤十字社の銃後活動に伴い、各地域において中年婦女子を以て組織された愛国婦人会は主に出征将士の歓送迎並びに出征家族の慰問、戦傷病将士の慰問等々、銃後における慈善的活動を主体としてなされたのである。

満州事変、昭和12年の支那事変等においても同様であったが、爾来事変がますます拡大し、大東亜戦、第二次世界戦争と進展し、相次ぐ男子の出征、青年婦女子の工場動員等国内人手不足により、国家総動員体制下における婦人の国防的重要性に鑑み、国防婦人会の併立を見、

夫々の任務遂行に努力しつつ大戦終結まで、男子に変わって各種勤労奉仕作業戦争物資の調達等に至るまで極めて重要な役割を果たしたのである。

戦後における混沌たる世相の中で、各地区婦人会組織は依然として存続し、遍く婦人の教養を高めつつ殊に娯楽リクレーシヨンの活動が旺盛を極め各地区共民主的自主的活動が最も活発になされたのであるが、昭和22年国防婦人会、愛国婦人会等総ての婦人団体を統一して各地区毎に婦人会の組織が再び確立され、愛甲郡婦人団体連絡協議会の結成を見、昭和30年2月厚木市制施行に当り、厚木市は愛甲郡と離れ、単独にて厚木市婦人団体連絡協議会を結成し、市内各地区婦人団体の活動を統制指導し、今日に及んだのである。

一方、昭和23年には各地区農業協同組合を中心とする農協婦人部を結成し、農事、料理、衛生、衣料等各種研究会、講習会を開催して農村婦人の教養を高め、日用物資の廉価販売により、家庭福利の増進をはかることに努め、次いで昭和26年には厚木、愛甲、高座（海老名町、有馬村、座間町）にわたる厚木地区農協婦人部連絡協議会の結成により、近隣町村との友好をはかったのである。

（『厚木近代史話』昭和45年1月刊より転載）

# 青年団旗はためく

前章では「青年団」とはどのような集団であるのか、その概要、そしてその前身である若者組の様相をみてきた。ここでは、厚木において青年団がどのように結成され、どのように活動をしていたのか、実際の資料、特に規則、活動記録に則して団体の性格、活動内容といった具体的な姿を追っていく。

旧町村単位で8つの支部からなっていた厚木の青年団ではあるが、展示会で使用できる資料は、主に小鮎（中分支部）、依知のものと地域が限定される。また、時代的にも明治後期からのものである上、途中の期間が抜けており明確でないことなど不十分ではあるが、資料館の収蔵資料を中心に青年団の結成、活動などの動向をみる。

## 青年団の結成

小鮎青年会の「会則簿」から 一般的に、青年団の成立、組織化には幾通りかの契機、過程があったことが知られているが、依知、小鮎に残された資料からはどのようなことがわかるのだろうか。

まずは、表紙に明治四拾三年創立と書かれた小鮎青年会の「会則簿」をみてみよう。厚木市周辺では、明治43年（1910）各地域の若者連中を統合して各町村単位の青年会が組織されており、同年の10月にはさらにこれを統一して愛甲郡各町村青年会連合会が結成されている。これを受けてか、中分青年会は、それ以降「小鮎青年団下古沢中分支部」を名乗るようになる。郡や町村単位の青年団が現われるのは、政府が関与しはじめる地方改良運動の一環としてといわれているが、ここでは少し早いようだ。

また、この青年会は、平山和彦がもっとも割合の多い事例としてあげた「明治中期から大正期にかけ、それまで存続していた若者組を改組して青年団を結成したもの」に含まれることもわかる。

さて、条文からは目的、組織、機関、事業、会議などの他、構成員の年齢、懲罰などについて詳しく知ることができるが、その内容、構成が明治22年（1889）結成の落合青年会（多摩市）のもの（註1）と酷似している。「知徳」「風紀改善」など使われる語句も同じであり、

国レベルでの雛型にもとづくものであったことが推察される（註2）。

構成員についてみると、「正会員ハ其当組合内ニ住居ノ男子ニシテ拾五年以上參拾五年未滿ノ者トス」とあり、瀬川清子の分類によれば「青年型」ではなく「青壯年型」に含まれるのだろうか（註3）。また、現在の多摩市域にあった多摩村青年団の「団則」（註4）は大正12年（1923）に制定されたものだが、構成員が25歳以下の男女とされている。厚木では、依知地区に残された二種類の団旗からもわかるように、女性は女子青年団に属し、青年団の構成員は男子のみであったといわれており、男女が同じ青年団を構成するようになるのは第二次大戦後のことである。

また、制裁についての伝承が「希薄で、ごく断片的にみられる位」（註5）とされている神奈川県内だが、この会則にあらわれた「第18条 懲罰」の、除名や絶交はかなり厳しいものといえるだろう。ここでは「会員ニシテ面目ヲ汚スル者」としか記されていないが、若者の生活規範として、天野武が北陸の青年団の団則、団員心得などの具体例をまとめたところによれば、つまりは 善良なるムラ人となることの要請、 善良なる若者となることの要請に要約されるものだという（註6）。依知地区においても大きな差はないだろう。若者集団が、郷党教育の場といわれる所以であろう。

最後の「本会ハ村長ノ指揮監督ヲ受ケルモノトス」という項目からは、中分青年会も「地域の名望家の指導を受ける」（註7）という、日露戦争頃に結成された多くの青年団と同じタイプに属するものであったことがわかる。

#### 資料1 小鮎青年会「会 則 簿」

「明治四拾三年創立  
会 則 簿  
中分青年会 印」  
「青年会規則  
總 則  
第一条 本会ハ青年ノ知徳ヲ啓発シ体力ヲ鍛錬シ兼テ風紀ノ改善及実業ノ発達ヲ謀リ他公共事業ニ助力スルヲ以テ目的トス  
第二条 本会ハ小鮎村下古澤沢中分青年会トス  
第三条 本会事務所ヲ大字下古澤  
第四条 本会第一条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ  
一、 講習、講話及運動会ヲ開催スルコト  
二、 産業ノ改良発達ニ関スルコト



- 三、 祭典又ハ仏事ニ関スル助力ノコト
- 四、 夜警又ハ消防ニ関スル幫助ノコト
- 五、 道路堤塘等修繕工事ニ関スルコト
- 六、 他ノ青年会ト気派ヲ通スルコト
- 七、 勤儉貯蓄ニ関スルコト
- 八、 其他必要ナル事業

**第五条** 本会々員ヲ正会員名誉会員賛助会員ノ三種トス

- 一、 正会員ハ其当組合内ニ住居ノ男子ニシテ拾五年以上參拾五年未滿ノ者トス
- 二、 名誉会員ハ特ニ本会ニ功勞アルモノ
- 三、 賛助会員ハ本会ノ意思ニ賛同セラルルモノ

**第六条** 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

- 会長一名副会長一名幹事五名
- 役員ハ凡テ名誉職トシ其任期ハ二ケ年トス
- 但シ再選スルモ妨ナシ

**第七条** 会長ハ会務ヲ凡テ理シ本会ヲ代表シ且ツ会議々長トナル

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アル時ハ是レヲ代理ス幹事ハ会長ノ命ヲ受ケ諸務ニ従事ス

**第八条** 役員選挙ハ通常会員ノ總會ニ於テ是ヲ選挙ス

前項ノ選挙ニ就テハ投票際多数ヲ得タルヲ以テ当選者トス投票同数ナル時ハ抽選ヲ以テ是ヲ定ム

**第九条** 役員ハ正当ノ事由アルニ非ザレバ辞任スルコト

**第十条** 本会々議ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回臨時總會ハ会長ニ於テ必要ト認メル時ハ是ヲ開リ

**第十一条** 会長會議ニ於テ日時及会場ヲ定メテ会長是ヲ通告ス議案ハ会長是ヲ発ス

**第十二条** 決議ハ出席シタル会員ノ過半数ヲ以テ是ヲ決ス可否同数ナル時ハ会長是ヲ決ス

**第十三条** 本会ノ經費ハ各会員ノ負担トス

**第十四条** 財産処分ハ總會ノ決議ヲ經テ是ヲ行フ

但シ其重大ナラザルモノニ就テハ会長委任スルコトヲ妨ケズ

**第十五条** 本会ニ左ノ書類ヲ備フ

- 一、 会則及規約書類
- 二、 總會議事録
- 三、 經費及出納簿
- 四、 会員名簿
- 五、 其他必要ナル書類

**第十六条** 会長ハ前年分ノ經費決算及会務ノ状況ヲ總會ニ於テ是ヲ報告ス

**第十七条** 本会会員ニシテ

- 一 操行純良ニシテ会員ノ模範トナルモノ
- 二 特種ノ善行アリテ公衆ノ模範トナルモノ
- 三 公共事業ニ盡瘁シ功勞顕著ナルモノ

**第十八条** 会員ニシテ面目ヲ汚スル者アルトキハ特ニ懇論ヲ加ヘ尚ホ改悛セザルモノハ總會ノ決議ニ依リ

左ノ各項ニヨリ処分ス

- 一 会員ヲ除名ス
- 二 一般的絶交

**第十九条** 本会ハ村長ノ指揮監督ヲ受ケルモノトス

**第二十条** 本則ハ村長ノ認可ヲ受ケ尚ホ変更セシトスル時ハ總會ノ決議ニ依ル

**青年会設立、活動の基金** この会則では13条に「本会ノ經費ハ各会員ノ負担トス」という一文があるのみで、金額等については明記されていない。これからみていく「活動記録」に

は様々な形で団に寄付が集まってくる様子が記されているが、会則には青年会の設立基金として寄贈のあった10円の運用について定めた附則がある。

青年団の運営資金については、会費だけでなく、桑園経営、練炭の製造、田畑の運営などいくつかの収入源があったといわれている。しかし、寄付金、補助金の比重が大きいことは確かである。若者組織の財政について、天野武は自主性・自治性を判断するための重要な基準であると述べているが(註8)、これからみていく「活動簿」等の記述からもその様子はいかがえ、出費の伴う事業については周囲に諮<sup>はか</sup>ってから行動していることがわかる。

従って、先の「依知村山際規則」にみられた「非常組<sup>ひじょうぐみ</sup>」に対する、祝儀の制限はその活動にも影響を及ぼしたのではと思われる。

## 資料2 小鮎村中分青年会附則

### 「小鮎村下古沢中分青年会附則

一 青年会設立ニ付而ハ安藤里ニ君ヨリ金拾円ヲ贈与セラレ青年一結ヲ以テ基本トシテ大切ニ保存致ス可キ事

二 右金額ノ保護法ニ付テハ青年会中ニ於テ預リ置キ投票シ以テ年毎ニ交換保護スル事

三 預リ金期間ハ満壹ケ年ヲ以テ満期預ケ替ル事

四 預替ノ期日ハ毎年秋期彼岸ノ中日ヲ持ツテ為ス事

五 預リ金利ハ年利壹割ノ割合ヲ以テ弁償ヲ為ス可キ事

六 年利息使ヒ払ヒノ方法ハ青年会一統決議ノ末ニテ使ヒ払ヒヲ執行スルコト

七 預リ証書ノ製作法ハ通常証券即チ(利息)(返済期日)ヲ確實ニ記入シ印紙ヲ貼用シテ記名捺印スル事

八 証書保管者ハ安藤里ニ君ニ囑託シ保管ヲ願ヒ他ノ人ニ於テハ保管ヲ許ザル事

九 預人ノ数ハ弐名ト定メ他ニ希望者アリトモ決シテ為ザル事

右ノ条項ヲ堅ク相守リ決シテ他日違背致ス間敷候附テハ安藤清次、仲田庄吉、仲田又八、仲田留吉ノ

四名立合ノ上決定シ青年会ニ承諾致サセ実行可致事ニ議定候也」

## 【註】

(註1) 『地域文化の源流 多摩に生まれた「学び」の系譜』 平成13年、パルテノン多摩

(註2) 「知徳ノ啓発」「風儀ノ矯正」など、おそらくは明治38年12月27日文部省普通学務局通牒「青年団ニ関スル件」の文言からとられていると思われるが、詳細は不明である。

(註3) 前掲(註1)

(註4) 瀨川清子「年令構成からみた若者組」『日本民俗学会報 48』 昭和41年

(註5) 平山和彦「青年団」『民俗学事典』 昭和47年、弘文堂

(註6) 天野 武「若者組の生活規範」『若者の民俗』 昭和55年、ペリかん社

(註7) 『神奈川県史 各論編5 民俗』 昭和52年

(註8) 天野 武「若者集団」『若者の民俗』 昭和55年、ペリかん社

## 青年団の活動

**小鮎青年会の活動** 小鮎青年会の「会則簿」には、活動の概要が次のように8つに分けて記されている。

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1. 講習、講話及運動会ヲ開催スルコト | 2. 産業ノ改良発達ニ関スルコト   |
| 3. 祭典又ハ仏事ニ関スル助力ノコト  | 4. 夜警又ハ消防ニ関スル幫助ノコト |
| 5. 道路堤塘等修繕工事ニ関スルコト  | 6. 他ノ青年会兼派ヲ通スルコト   |
| 7. 勤儉貯蓄ニ関スルコト       | 8. 其他必要ナル事業        |

これは、青年団の成立時である明治43年(1910)に記された活動概要だが、それとは別に日中戦争の始まった昭和12年3月(1937)から翌年4月までの活動記録も残されている。これらを、比べてみることによって、どのようなことがわかるのだろうか。

この資料は市販のノートを使って縦書きに記されているが、ここでは便宜上横書きに直し、表化した。また備考欄の数字は、明治43年の会則簿に記された活動概要の番号を記入した。昭和12年という時節柄、同年制定の「防空法」(註1)により防空演習が行なわれたり、出征兵の見送りなど戦争に関する活動が目立ってきている。祭典に関する事項でも、本照寺における御会式の際に「武運長久」を祈願するなど戦時色は徐々に強まってきている。同年の後半には「無言の凱旋」に関する記事が多くなり、13年(1938)3月には村葬に関する協議会も行なわれている。

しかし、それでもまだ五月節供における青年団への祝金の記述といったものもみられる。祝儀の際、青年団へは祝金、退会の記念品が贈られていることがわかり、会則に記された「35歳未満」よりも早く退会している例もみられる。会則からは「青壯年型」のようにみえるが、実際には「青年型」(註2)のようである。

全体的にみると、明治43年に記された活動概要と比べ、「産業ノ改良発達ニ関スルコト」

「道路堤塘等修繕工事ニ関スルコト」「夜警又ハ消防ニ関スル幫助ノコト」が活動として記されていない。明かに、青年団の仕事と思われる活動の記載がされていない。理由としては、活動の主体、労力としては青年団が中心になっていても、管轄の責任団体が、村、農会などの上位機関にあったことが考えられるのではないか。

なお、昭和8（1933）年度の「綾瀬村青年団寺尾支部（綾瀬市）記録簿」（註3）と比較してみると、そこには出兵者の見送り、防空演習などが記されてはいるものの、時代はまだ戦時色を帯びてはおらず、団の活動がより詳しく記されている。また、青年団の活動費として重要な意味をもっていたとされる婚姻や初節供の際の寄付金が記入されていない。

### 資料3 小鮎青年団下古沢中分支部記録

「昭和十二年三月十九日以降、小鮎青年団下古沢中分支部ニ於ケル事項ヲ精細ニ記録スルモノトス

記入事項 1 出席欠席、2 協議事項、3 支部事業」

日 時	内 容	備 考
12.3.19	映画会ヲ催ス イ 満州慰問献金及出兵者御家族慰安ノ目的ヲ以テ映画会ヲ開催セリ ロ 収支決算 A収入之部 入場料 四、四八五 寄付金 一、五八〇 B支出之部 買 金 二、〇〇〇 電燈料 四七〇 広告寸志 二七五 宿 礼 五〇〇 消 防 一〇〇 札前売 七〇 薪 炭 三〇 C雑収入 五〇 収入合計 六、一一五 支出合計 三、七五四 差 引 二、三六一  純益金拾参円六拾壹銭也厚木警察署ニ依託シテ在満部隊慰問金トシテ献金手續ヲトル	8
12.3.21	郡連合青年団總會厚木小学校ニ於テ開催ス。当支部ヨリ安藤善吉、青	6

	木年雄君出席ス	
12.3.20	映画会ヲ開催スルニ当リ寄附ヲ頂戴セリ依テ茲ニ芳名ヲ記ス 金五〇銭 本杉藤三郎 金壹円 川田三好 金五〇銭 村井清吉 五〇銭 下分青年部 五〇銭 村井貞蔵 三〇銭 朝倉元一 壹円 上分青年部 五〇銭 長沢梅太郎 壹円 伊藤ナシ 壹円 青橋泰助 五〇銭 頼住作造 五〇銭 川内好蔵 五〇銭 須藤真薩 五〇銭 仲田留吉 壹円五〇銭 消防組 五〇銭 石川千代悟 五〇銭 伊藤光義 壹円 岩崎千代松 五〇銭 将 玉吉 五〇銭 石橋門太郎 五〇銭 沼田賢二 壹五〇銭 中村うし、森久保義、小岳秀 合 計 拾五円八十銭也	8
12.3.20	壹円五拾銭也追送献金手続を了す	8
12.3.29	昭和十二年度定期総会ヲ開催ス。小鮎村男女青年団連合ニテ午前十時 より 遠藤前団長、加藤前副団長表彰 出席良好本部として下分台本 本部表彰サル 当支部出席者 仲田清吉、沼田雅治両君及沼田広司 三名ナリ	6
12.4.2	支部役員会ヲ催スモ仲田清君ノミ出席ニテ流会トナル	8
12.4.3	婦人会にて芝居をなすに付き其の舞台掛けを青年団に依頼され 各 支部より二名出席せり、午後一時より沼田政治大高健治両君出席せり	3
12.4.4	婦人会総会に芝居あり金壹円也寄附す	3
12.4.5	支部長会議体育部長会議あり欠席す	6
12.4.10	郡連合青年団体育大会出場選手予選会準備のため太田猛氏出場す	1
12.4.11	郡青年体育予選会あり仲田清氏と小生出席、外山富代氏寄贈のカップ は日枝支部に二着中飯山三下古沢、上分支部に台支部の如きは小支部 なるも民大余に万丈の気を吐けり	1
12.4.17	仲田久雄君御婚儀に付き当支部に金五円也下さる	3
12.4.17	仲田清君ト小生仲田久雄宅ニ金五拾銭也の御祝儀ヲ持参す 同夜 仲田久雄氏より頂戴せる金を披露す、酒二升、肴菓子共一円也	3
12.4.19	仲田久雄君御入会に付き上酒二升、肴代金壹円也頂く当夜小宅に於て 披露す	8
12.4.20	村青年団幹部会（予算計上審議会）及び鮎青編集委員会出席す。	8
12.5.2	小野光治氏より御子息の初節句として上酒貳升及肴代金壹円頂戴す。	3
12.5.4	仲田久雄氏より初節句として金貳円也頂戴す。	3
12.5.5	沼田雅治氏より初節句として上酒壹升肴代金参拾銭也頂り。	3
12.5.5	小野光治氏、仲田久雄氏、沼田雅治氏より頂戴した節句の祝ひを小宅 に於て披露す。十四 小生及青木健治氏をわずらはして礼に参ずる。	3
12.5.15	支部長会議出席。愛青配本、鮎青広告等ノ件其他青年誌代九十銭也を 払ふ。	8
12.5.20	愛青壹部購入す金貳拾五銭也	8
12.6.15	鮎青一部義務購入金十銭也	8
12.7.20	支部長会議出席。御真影奉安殿建設に関する件	6
12.7.20	支部長会議。仲田清氏二代理出席シテ預り。支部長講習会出席ニ関ス ル件。出兵ニ関スル件。	6

12.7.30	支部長講習会出席。三田小学校二講師秋山照礼、志水十一郎先生ノ指導ヲ受ケル	6
12.8.15	支部長会議出席。出兵軍人勸送ニ関スル件。役員腕章作製ニ関スル件等	6
12.8.19	各種団体役員会出席。出征軍人見送ニ関スル件。出勤兵士後援会ニ関スル寄附募集等ノ件	6
8月	村井銀治郎 山田 君出征ヲ見送ル 出席者 遠藤環君出征見送ル 出席者 高橋徳次君出征見送ル 出席者 市野清君出征ヲ見送ル 出席者 遠藤庄作君出発（出征）見送り 出席者	8
8月	支部総会 決定事項 1 応召家族ニ関スル救済慰労の件 2 出勤兵士後援会ニ関スル寄附募集方法 3 古雑誌報国（軍用機献納運動）参加ノ件 4 神社祭典ニ関スル件 役員決定等	6
12.8.30	支部長会議欠席	6
12.8.28	太田蔵治君充員応召あり 軍医業の為め協議すること数回あり	8
12.8.31	太田蔵治君出征見送りをなす	8
12.8.31	三島神社祭典準備をなす	3
12.8.30	太田蔵治君出征ニ付き送別会会催す <sup>ママ</sup>	8
12.9.1	祭典挙行式参加 当支部受持舞台也	3
12.9.2	太田猛君充員応召を受ける 御真影奉安殿建設募金募集 青年団服作製 第一回払込金十六円七拾銭也 八月十五日一般青年決議ニヨル 小野光治、長沢三治、野島利雄、安藤善吉、青木年雄、仲田清、大高健次、太田猛、仲田菊太郎、仲田長太郎、沼田廣司、村井利助、長沼新之助（表は省略）  第一回出征太田蔵治君費用 各伍長担当（寄附金） 二五銭以上 宮田組 六戸 一六〇 店 組 十戸 二五〇 中央組 六戸 一五〇 川端組 六戸 一五〇 谷戸組 六戸 一五〇 梨平組 二戸 五〇 合 計 九円拾銭  費用明細書	8

	旗代 一・八五銭 花火代 二・五〇銭 送別会費 二・七八銭 酒一二銭、干魚三六銭、焼豆腐三〇、 酒二升 饞別 一・〇〇銭 宿御礼 一・〇〇銭 楽隊礼 一・〇〇銭 雑費 二〇銭 ローソク銭其他 神酒 一・〇五銭 合計 拾壹円参拾八銭  決算 収入合計 寄附金 金九円拾銭也 支出合計 拾壹円参拾八銭 内青年負担 弐円七拾八銭 一般負担 八円六拾銭 差引残金 五拾銭也	
12.9.2	祭典後片付をやる 厚木で出征祝旗をあつらへる 午後 出征兵見送りの時間決定のため役場に於て緊急会議出席	3 8
12.9.3	川田清儀君出征見送りをなす	8
12.9.4	支部長会議 仲田清君出席	6
12.9.6	出征兵十名を送る	8
12.9.7	太田猛君他二名出征兵士を送る	8
12.9.8	支部長会議 仲田清君出席代理さる	6
12.9.9	陸軍演空第八分団打合会上分公会堂、消防役員、青年役員、在郷役員等	8
12.9.12	郡連合体育大会厚木中学校ニ於テ開催ス	1
12.9.13	午前四時集合応召兵山田憲寿氏ヲ送ル	8
12.9.14	午前三時半集合し応召兵加藤多吉君ヲ歓送スル	8
12.9.15	午前五時集合応召兵加藤春蔵君ヲ歓送スル	8
12.9.15	午後六時自十二時迄防空演習ヲナス	8

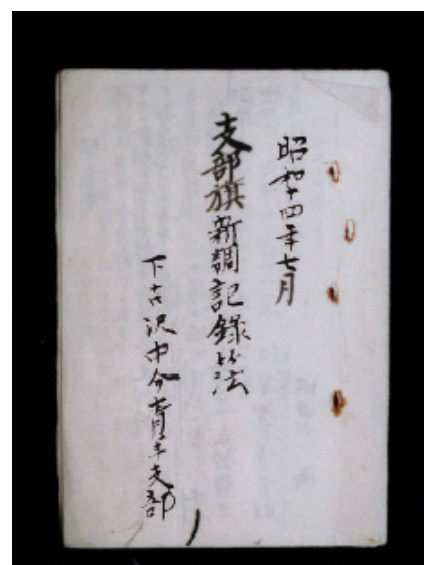
	<p>軍需労務委員会厚木小学校於開催出席ス</p> <p>太田猛君出征経費  収入 合計金 五円六十銭也 中分は全戸より十五銭以上ノ寄附ナリ  旗代 一・六五銭  送別会費 焼豆腐三〇、魚<sup>カツヲ</sup>六〇、イカ足五六銭、雑費三〇(玉子残水引等)、酒二升二円也  饂飩別 一・〇〇銭  夕スキ三本 三六銭  神酒一升 一円五銭  馬礼 一・〇〇銭  青年負担 送別会費三円七拾六銭也  村一般負担 金五円参拾六銭也  村一般収支残金 弍拾四銭也</p>	
12.9.16	<p>飛行機献納運動成績 九月二日団員奉仕(献納物、量は略)</p> <p>沼田邦作、沼田準太郎、沼田松太郎、沼田本二、伊藤百松、大高胤造、大高荘太郎、須藤真薩、長沢吉雄、本杉政太郎、長沢三司、小野光治、安藤晴次郎、村井高吉、長沢市左工門、野島利雄、安藤忠三、村井寅吉、太田惣太郎、太田壮太郎、青木年雄、仲田清、仲田角治、仲田源太、青木鯉市、仲田気太郎、仲田長太郎、仲田久雄、仲田又八、青木他治、仲田留吉、仲田亀太郎</p> <p>布屑 三・三七五匁、古(新)聞 八・三一〇匁、古雑誌 一二・三〇〇匁、銀残 七五〇匁、セメント袋 七〇〇匁、金 三拾銭</p> <p>奉安殿寄附芳名整理書(寄附金額、年等は略)</p> <p>沼田邦作、須藤真薩、大高胤蔵、本杉政太郎、野島利雄、小野栄治、安藤時次郎、村井高吉、安藤忠蔵、長沢市左衛門、仲田濱吉、青木健治、安藤専治、仲田条蔵、仲田菊太郎、伊藤百松、仲田長太郎、仲田又八、沼田廣司、仲田政五郎 昭和十四年八月三日完納す</p> <p>午前九時ヨリ午後参事迄</p>	8
12.9.17	上古沢水島敏君応召出発 午前五時集合見送ヲナス	8
12.9.20	基本金一口(太田猛君)返還ありしを貯金す	8
12.9.20	基本金参弍五〇銭也団服(十三着分)二円五十銭(補助一円五十銭、立替一円也)として貯金を引下げる	8
12.9.23	出征兵中村一男君(千頭)見送りをなす	8
12.9.24	正団員一名五銭也ノ寄附納入ス	8
12.9.28	支部長会議出席 体育大会 県応援出席 村体育大会の件付議す	6
12.10.3	県体育大会湘南中学於開催沼田小生、仲田副支部長出席す	1
12.10.7	大下正義先生應召出発に際して見送りをなす厚木神社より鮎津橋まで	8



12.10.12	午前 充員下令 永島秀雄、水島馨、霜島文雄、小川健吉、関戸竹次、門倉勇、伊藤暉雄、七君に下付あり	8
12.10.12	午後 充員下令 三田錦一、堀江準吾、村井八重蔵、久保田英次、加藤貞次、藤原松五郎、六君下付	8
12.10.13	村井八重蔵君贈呈の名旗注文す	8
12.10.11	支部総集会開催す 一、体育大会の件(村) 一、萬燈奉納の件(武運長久の長旗作製可決) 一、出征兵士遺家族奉仕に関する件	6
12.10.14	六名の出征壮途を歡送す雨天を衝て	8
12.10.14	朝八時より夕七時迄小学校に於て体育大会メンバー作製其他準備打合小生出席	1
12.10.16	本照寺会式付き出征兵士各位の武運長久の祈願をなす(例年の萬燈の如く)	3
12.10.17	体育大会雨天なるも挙行す。前日の準備雨天付不可能になり早朝より之をなす・仲田清君出席さる	1
12.10.16,17	出征兵士歡送す。出征者五名。雨天より当支部村井八重蔵君	8
12.10.25	岩崎重太郎君、応召出発見送りヲナス	8
12.11.19	出征兵士後援会設立ニ付キ該当事業支部より移管ス	8
12.11.3	厚木小学校於十時 - 五時迄。文書普及、ラジヲ普及、国民精神總動員実施要項。青年団拡充計画等協議会あり出席ス	6
12.11.2	後援会 支那事情 葉原氏、満州異聞 岡本氏	1
12.11.4	村葬についての協議会及支部長会議出席す	6
12.11.16	金沢昭和塾講習生として支部長、愛甲郡代表として出席す。十六日十一時より十八日三時に至るまで	6
12.11.21	島津春蔵君弔問ノタメ陸軍大臣代理官金沢少佐殿出張セラルルニ付仲田清君出席さる	8
12.11.21	支部長会議、仲田清君出席さる	6
12.11.15	副団長森久保泰氏 充員召集ニヨリ応召出征の壮途ニ付カルヲ見送る	8
12.12.7	陸支校開校式 天皇陛下行幸セラルルニ際テ奉迎スベキ諸般の打合会ヲナス	6
12.12.14	小林妻造氏臨時召集ニヨリ応召出征の途ニ付かるるを歡送ス	8
13.1.9	杉山治雄君入営ニ付見送りヲナス	8
13.2.22	防空演習ニ対スル緊急打合会出席	8
13.2.23	防空演習23日26日迄 上中下(第八分団警報係)。總會ヲ開会し打合ヲナス 第二回団借会 午前長沢新助、午後仲田久雄君、事務所詰トシテ午前長沢立司、安藤春吉午後ヲ野島利雄、村井理助ノ四君	8
13.2.26	借会トシ大高健治君午後青木年雄君	8
13.2.24	故外山喜一上歩兵殿無言の凱旋サルルヲ哀しみの中に出迎ウ	8

13.2.26	故歩兵伍長島津春蔵君ノ英靈ヲ迎ふ無言の凱旋	8
13.3.3	村葬ニ対スル協議会	6
13.3.10	鮎青編集会議ニ出席	6
13.3.11	団長代理として依知大塚東雄氏ノ会葬出席。役員会開催	6
13.4.2	支部總會ノ推挙ニヨリ再ビ支部長就任受諾ス。支部長 沼田広司、副 団長 安藤善吉	6
13.4.12	春季体育会 沼田広司、安藤善吉出席	1
13.4.13	總會ヲ開キ左ノ事項決議 1、幹事長設ケルコト 仲田清君就任決定 2、会費徴収制度ヲ設定 イ．一ヶ月十銭の割ヲ以テ(一年壹円二十銭)三ヶ月ツツマトメ年四 回集金スルコト ロ．会費ハ支部員ハ勿論長男ニシテ他出シ居ラルルモ集金スルコト。 但シ出征軍人、傷痍 軍人ハ除ク 3、満十六歳男子ナレバ支部員加入スルコト 4、出征軍人見送り件 5、義務出席ノ件 一輪番制度	8
13.4.14	村井理輔氏婚儀ニ付金二円五十銭青年へ贈レタリ	3
13.4.17	右御礼ヲ兼ネ尚支部退会ノ印に重箱一組ヲ贈ル	3
13.4.20	支部長会議出席	6
13.4.29	仲田久雄君ヨリ初節句の祝トシテ金五円也預リ	3
13.5.6	仲田久雄君ヨリ頂キシ初節句披露ス。仲田久雄君宅ニ正副支部長ニテ 参上	3
13.5.10	上古沢出身青木特務少尉無言の凱旋ヲナス。厚木町ニ迎フ。沼田広司、 小野光治	8
13.4.10	八木勝、八木昭、田辺太郎君、出征見送ル。安藤善光、野島利雄、仲 田清出席	8

**青年団旗の新調なる** 上記の活動報告には団服の作製に  
 ついての記事があるが、団服とともに青年団を象徴するも  
 のに団旗がある。小鮎青年団には、昭和14年の支部旗新調  
 の記録が残されている。そこには、次のように支部旗に対  
 する思い入れが伝わってくるような文章が記されている。  
 また、団旗新調の件は、支部員のみならず地域民へも諮ら  
 れており、青年会館での交渉から、完成後の記念品配布、  
 氏神への報告まで、一部始終がわかる。



#### 資料4 昭和十四年七月支部旗新調記録簿

「昭和十四年

支部旗新調記録簿

下古沢中分青年支部」

「趣意書

青年支部旗ハ青年ノ魂ナリト云フベシサキニ新調セラレシヨリ十数年吾等ハ此ノ旗ト共ニ来リ又支部旗アルトコロ吾等アリ吾等行クトコロ必ズ支部旗アリ吾等此ノ支部旗ノモトニ常ニ協力團結シ青年ノ本領ヲ發揮セリ 然レ共年月ノ風雨ハ吾等ノ支部旗ヲ破損シ吾等ト共ニ行クヲスルニ忍バザルニ至ル

茲にニ於テ支部員ノ総意ニ依リ地域民各位ノ贊助ヲ得新調スルニ決ス

昭和十四年七月二十日 支部長 沼田広司識」

「記

昭和十四年七月十五日 支部長 沼田広司、副支部長 安藤善吉両名、支部旗新調ニ就キ見積リ及ビ交衝ノタメ東京日本青年館へ自費出張ス

昭和全年全月十八日 支部長宅ニ於テ支部総会ヲ開キ一同ニ諮ルニ全員賛成支部旗新調ニ決定ス 但シ使用ニ堪フルモノハ新調セズ全年全月二十日支部正副長幹事長三名ノ者各伍長宅ヲ訪問シ其ノ贊助ト協力セラレムコトヲ依頼セリ

全月二十六日 役員会ヲ開催シ更ニ協議ヲナス

全月二十二日 全日ヨリ寄附町ヲ作り役員ノカニ依リ一般ノ寄附ヲ募ル

全月三十一日 安藤副支部長、仲田清幹事長支部旗注文ノタメ日本青年館へ出張注文ス代金四拾九円也

昭和十四年八月一日 役員一同厚木千年屋ニ至リ記念品トシテ贈ルベキ湯呑ヲ注文ス。但シ名入四十個也。

昭和全年全月十一日 支部旗受取ノタメ上京青年会館ニ出張ス

全月十二日 早朝新調支部旗ヲ持シ団員一同氏神三島神社ニ参拝報告ヲナス

全日 記念品ヲ役員ニ託シ配布ス

追記 予算金五十八円也」

#### 【 註 】

(註1) 藤原彰「防空法」『国史大事典 12』 平成3年、吉川弘文館

(註2) 瀬川清子「年令構成からみた若者組」『日本民俗学会報 48』 昭和41年

(註3) 「教育・文化と青年団」『綾瀬市史4 資料編 現代』 平成12年

# 村と青年団、国と青年団

今回の展示会では、青年団という組織を村との関わり、国との関わり等さまざまな面から光を当てることによって、その存在意義をあらためて考えなおすことを目的とした。

ここでは、村の祭礼、芸能などの運営における実際上の主役、芸能の担い手として、また消防団、警防団の主力メンバーとしての青年たち、そして昭和初期の「自力更正運動」における青年団が、村や国からどのように位置付けられ、どうかかわってきたのかについてみたい。

収蔵資料を中心として、青年団活動を中心として、その周辺までを視点にいれながらみていく。加えて、旧依知村役場の資料などもまじえながら、近現代の世相との関わりについて、時間的にも幅をもって考えられるように資料解説を行なっていきたい。

## 村と青年団

「ささら踊り盆歌」の消長 日清日露戦争を経て、政府当局が青年団の育成、活用策を「地方改良運動」の一環として位置付け、内務省は風俗改良・産業振興、文部省は補習教育・通俗教育を基準に優良青年団の表彰を行なったことにふれた。この「風俗改良」ということについて、戦前の青年団の指導者として著名な山本瀧之助が、明治42年(1909)、否定されるべき若者の「弊風」として項目の列挙を行っている(註1)。

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 虫送りという悪戯</li><li>2. 男女混合による風俗紊乱</li><li>3. 盆踊に出席しない良家の子女への制裁</li><li>4. 賭博・殴打等の不良行為ある若者の検挙に際して逃亡の手助け</li><li>5. 各字若者間の敵対視、および祭りの際の喧嘩</li><li>6. 婚礼などの際の祝儀の強要</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>7. 区長に農休みを要求</li><li>8. 若者宿で野卑な三弦笛、猥雑な俗歌・雑談、喧嘩の自慢話</li><li>9. 冬季の博打または類似の遊戯</li><li>10. 加入・脱退の際の酒宴</li><li>11. 夜毎に機業工場へ出沒し悪戯</li></ol>
---	--

神奈川県内で広くみられる代表的な民俗芸能「ささら踊り盆歌」は、隣接する集落どうしで女子を中心として、ささらを鳴らしながら悪口を含む歌をかけ合うものである。この芸能は、上記項目のいくつかにふれてしまっている。

明治維新による急激な社会変化は、村の治安維持、教育機関など若者集団の伝統的役割を新政府が吸収していったことで、若者集団はその存在意義を危うくし、否定的な面のみ顕在化させてきた。松本三喜夫は、明治7年(1874)に発令された福島県の盆踊り禁止令を、青年集団の活動を芸能にかこつけて禁止した例であるととらえている(註2)。神奈川県の場合も同じ明治7年に「足柄県禁令規則 第十 盆踊」が発令されている(註3)。しかし、松本が「青年団の活動は禁止されたからといって弊<sup>おとろ</sup>えるという性質のものではなく脈々と地域社会の基底に流れていた」と述べるように、この盆踊りが、ほとんど行なわれなくなってしまったのは大正12年(1923)の関東大震災の頃だったという。

永田衡吉は、盆踊りが廃された理由を内務省の盆歌禁止令に求め、「時の政府は日露戦争の勝利に酔って国民生活が浮薄となり、農民の勤勉さを失わせることを怖れたからである」と説明している(註4)。しかし、先にみたように禁令等は明治の初期にすでに発令されたものであり、直接の消滅原因とは考えられない。実際は、禁令等により下火になっていたところへ、風俗改良をうたう「地方改良運動」が、民俗芸能の担い手である青年たちに直接関係してきた影響が大きかったのではないだろうか。

**素人芝居と青年団** 若者集団の伝統的役割に、村の娯楽行事の遂行というものがある。祭礼における舞台掛けなどの準備はもとより、自らが芸能を楽しむことも若者集団の特徴であった。これは、若者組、ワカイシュから青年会、青年団へと名前をかえても、受け継がれたものであった。先にみたとおり、盆踊りを禁止することがイコール、若者集団の活動を停止すると考えられていたほどである。

青年団では、祭りの余興などに地回りの芝居を買ったりする他、自らが芝居に参加して楽しむこともしていた。下戸田の青年会資料(厚木市教育委員会蔵)には、「祭礼花之控」「受領書」(厚木仲町 竹本盛太夫)「契約書(新年会にて漫才開演契約)」(平塚市新宿東町三吾)など、青年団が祭りの余興を取り仕切っていたことを示す書類が残されている。

また、以下は鈴村茂による「厚木の芸能」(厚木市史編纂委員会編『厚木近代史話』昭和45年)の一部分だが、青年団による取り組みがよくわかるので、ここに転載しておく。

**若鮎座** 昭和十年厚木町青年団は各種の青年団活動を続けていたが、団組織の中に文芸部があった。

当時の文芸部長は小川菊太郎、文芸部の活動は、県青発行の「武相之若草」、愛甲郡青年団発行の「愛青」等の回読と、厚木町青年団機関紙「若鮎」の刊行に依る。その愛読と投稿で青年層教養のこう養に務めた。この青年団文芸部の中に同年の春、劇団若鮎座が誕生したのである。団員数名のもので組織され、歌舞伎劇に体験のある清水卓次（現厚木市助役）その他で大矢一（雲井劇団主）その他の指導の下に稽古を行い、この年の四月十一日と十二日の両日、厚木町青年団文芸部主催の下に厚木キネマ館に於て「劇と舞踊と映画の会」が開催され、その内に若鮎座に依る劇、菊地寛原作の「父帰る」一幕が上演されている。若鮎座第一回公演である。その配役は、父親宗太郎（杉村謙治）母親おたか（酒井武夫）兄賢一郎（清水卓次）弟新二郎（斉藤重雄）妹おたね（上原理吉）その他に座員三名がある。この時の「御挨拶にかへて」には、次の如く書かれている。

春は素晴らしい弾力を以て足先から飛び立ちます。スポーツに、演劇に、映画に、早くも多忙なる春を向へて若人ならずとも、人々は心のうれしさを包みかくす事は出来ません。春は実際人々にとってすばらしいみ力です。この春は殊に満州皇帝陛下の御来訪によって一段と輝かしさを加へる事が出来ました。此の意義深き昭和十年の四月に、われわれの若鮎座は誕生致しました。まじめなる劇、青年の慰安としての劇、かくした事を研究せんとする人々によって組織されたものが若鮎座です。（下略）

その後、若鮎座は「修善寺物語」或は古典歌舞伎の短編物を稽古して、種々の集い等に出演して青年層の文芸熱をわき上がらせた。戦事中は傷病兵慰問等も行ったが座員の出征で解散となった。

#### 【 註 】

（註1）岩田重則「若者と国家」『現代民俗学入門』平成8年、吉川弘文館

（註2）松本三喜夫「地方改良運動と青年団活動 - 府中市域の事例を中心として - 」『府中市立郷土館紀要9』昭和58年

（註3）神奈川県立図書館編『神奈川県史料』昭和48年

（註4）永田衡吉『神奈川県民俗芸能誌』昭和41年、神奈川県教育委員会

### 国と青年団 / 自力更正運動を中心に

**組み込まれる青年たち** 芸能の担い手としての若者たちの活動は否定される部分が多かったが、非常時の際の活動「火災消防」は推奨された。その他「隣保団結の旧慣」が補習教育・体育・農業・警防・勤儉貯蓄・軍事後援などが青年会の活動の基調に流れるべきものとして

位置づけられた。このような国家の動きを、岩田重則は「青年会と抵触する若者の活動を否定したうえで、利用できる活動は青年会の中に吸収する方法、つまり若者の組織を再編成して青年会にする方法」で若者を統合したとみる（註1）。

青年団、青年会は、こうした国家の要請によってできたものだが、一方近世以降連続しているとされる若者たちの活動もあった。そのことについて、柳田國男は「新しい青年団が生まれたのはちょうどその際のこと、最初は一村に二つの団体が併立し、かつ相反目した事もあったのである」（註2）と述べているが、厚木市域ではそのような伝承は聞かれない。

**自力更正運動と青年団** 展示資料の一つに「自力更正 為依知村 文夫」と書かれた額がある。ここでは、この「自力更正」と青年団の関係についてみてみよう。

昭和初期、特に昭和5年（1930）の日本農業の状況は、大正後期と比べ収穫量が半減するに至っている。この昭和恐慌への対応過程の一つとしてあげられるのが「自力更正運動」である。こうした農村の危機的な状況を受け、昭和7年（1932）農林省令第30号「農産漁村経済更正計画助成規則」が制定された。これは道府県から町村単位へとおりてくるが、やがてこの計画を補完する精神運動としての面をもつ国民更正運動が推進されるようになる。

さらに「経済更正計画樹立方針」にもとづき、実行成績があがると見込まれた町村を指定し、助成が行われた。昭和7～15年の9年間で9,153町村の指定をみているが、愛甲郡では、昭和9年度に荻野村、11年度には玉川村が、それぞれ助成の対象となっている。主な事業としては、農産物共同集荷場、授乳所（畜産）、共同利用種畜、共同収益地、共同作業場ノ機械ノ整備、改良農具の導入、そして火力乾燥場、セメント工事施設、農民道場、種兎場、稚蚕共同桑園の導入、かわったところでは農繁期（6月及12月）託児所開設があるが、これは、依知村や昭和12年度に対象となった新磯村（相模原市）でも計画されている（註3）ことから求められる施設であったことと思われる。

所要経費の面からみると、荻野村では計画の実施に47,412円を使っており、県助成が2,054円、特別助成金13,396円となり、それ以外は農会など受益者負担の自弁となっている。青年団関連で注目されるのは、共同収益地の設置だが、原野二反を購入し青年の奉仕労力によって植林し、収益は更正資金として貯蓄するというものである。青年団の労力提供は、内訳からもわかるように政府の財政的助成が少ないためだという（註4）。

また、玉川村の方では生活改善施設として、葬具設置一組（他地区の例から棺桶のことと思われる）、膳、椀、座布団それぞれ70人分が637円で購入されている。このような共有用具を揃えたところは多く、加藤隆志は神奈川の事例をあげ、このような計画をたてた地区を「神奈川県内の分布の中では講中物を所有していた地域」（註5）としている。

**依知村更正計画書/調査之部** 依知村では、昭和10年（1935）11月に「経済更正計画書」が作成されている。同書は、基本調査之部がB4用紙で18枚、計画之部が同じく65枚と大部のものである。当時の依知村の様子がよくわかる調査之部も興味深く、足踏脱穀機345台、石油発動機2台など動力を使ったものを中心とした農具の保有状況まで記してある（註6）。

下表に「各種団体ノ活動状況」を記すが、606戸、3,663人の依知村に17もの団体があり、「無統制に作られた組合はだんだんに増加して、末には一つの農村に十も十五もの別なものが、併存するというような奇観を呈した」と柳田が述べるのもうなずける（註7）。

団体名	団体数	加入者総数	予算総額	主ナル施設事業
農 会	1	874	2,021	各種農産物品評会、農作物ノ販売斡旋、種苗種子ノ仲介斡旋、伝染病予防薬復用奨励、蠶取紙配布、清潔優良区及優良者表彰
衛生組合	1	602	191	
農事実行組合	1	25	300	
養蚕実行組合	13	355	2,000	
在郷軍人分会	1	147	279	在郷兵及出征軍人ノ慰問、軍隊演習ノ際宿営其他斡旋、各戦役線病没軍人慰霊祭執行、入営兵及在郷軍人ノ教練実施
青年団	1	168	257	機関誌知郷発刊、体育大会、青年団園芸競作共進会、指定団員家庭研究団設定
女子青年団	1	113	100	修養講習会、敬老会、主婦慰安会
国防婦人会	1	60	-	
消防組	1	401	500	貯水溜設置、灰取器設置
受検組合	1	-	-	検査助成、品種改良、乾燥調成励行
有畜農業実行組合	1	33	350	
依知村篤蜀黍耕作組合	1	67	-	
中依知園芸組合	1	25	-	
金田園芸組合	1	42	-	
長坂養鶏組合	1	25	-	
長坂養兔組合	1	24	-	
金田養兔組合	1	50	-	



**依知村更正計画書/計画之部** このような詳しい調査をもとに、計画之部は策定されたようであるが、青年団との関連はどのようになっているのだろうか。この計画は、先の荻野、玉川村のものとは異なり、具体的な費用見積り等の記載はなく計画段階のものと思われる。

<p>緒言          経済更正運動基本精神          経済更正委員会組織及実施機関図表          依知村経済更正委員会規定          経済更正委員部落調査員指名          第一章 村勢ノ概況          第二章 現況ニ対スル批判          第三章 経済更正ノ目的</p>	<p>第四章 経済更正計画ノ大綱          (1) 精神的社会的方面ノ改善計画          (2) 産業的方面ノ計画要綱          附 現在ト将来トノ比較(収支目標)          付録欄 依知村自力更正生活改善規約          依知村農会小麦立毛品評会規則          依知村農会連続共進会概要          依知村青年団園芸作物栽培共進会会則          愛知村立青年学校教育概要</p>
--	--

計画書の目次から、この計画において青年団について関連する部分をみていきたい。

計画之部は、まず県知事名で「経済更正運動基本精神」、そして運動主体の組織図を載せており、青年団、女子青年団など村の諸団体を経済更正委員会長の統制下に位置付けている。

次に登場するのは、第四章 経済更正計画ノ大綱の(1)精神的社会的方面ノ改善計画においてであるが、青年団は「青年学校ノ入学出席督励・団員一般ノ公民的修養・経済更正計画ノ率先実行」、女子青年団は「青年学校ノ入学出席督励・団員一般ノ婦徳養成・作業服ノ<sup>マ</sup>宣伝・<sup>マ</sup>營養料理作法ノ講習」とあり、ともに青年学校関連がはじめにおかれている。

青年団の役割としては「経済更正計画ノ率先実行」と、実にあっさりとふれているが、先の荻野村の事例からみるとこのあいまいな表現の中にかかなりの労働力が期待されているものと思われる。

**「自力更正運動」という側面** 先の「依知村経済更正委員会規定」第1条において「自主更正ノ精神」という語が現れるが、松本三喜夫はこれを帝国農会の活動に起因するものだという(註8)。つまり、昭和5年の「自主自助ノ精神ヲ振起シ飽迄難局打開ニ邁進スルコト」という政府への答申、昭和7年に「農村ノ自力更正ニ関スル決議」の議決後、「自力更正」というスローガンは全国化していったというのだ。

一方、大門正克は政府の助成金が少ないため「隣保共助」という精神更正を強調し、青年

団、在郷軍人会、小学校といった村の団体を動員せざるを得なかった事実を強調している。つまり、実質的な資金不足を補うため自力更正・生活改善・勤儉貯蓄など農村解体の危機を食い止めるイデオロギーを高唱し労働力を得たことを、経済更正運動が自力更正運動と別称される所以であるとみている（註9）。

近年は、この運動から「日本資本主義の内部矛盾の調整機能、国家体制支持基盤創出の解明、さらには国民意識の高揚、統合過程」を明らかにしようとする研究が盛んになりつつあるという（註10）。展示資料である「自力更正」の額が「大政翼賛実践要綱」とともに保存されていたのは偶然ではないだろう。松本は、この運動にすでに「日本ファシズムの足音を聞くことができる」と述べている（註11）。資料の「愛甲郡依知村更正一心会趣意書」にもそのことは十分にうかがわれるのだ。

**生活改善運動と民俗、青年団** 経済更正運動は、「地方改良運動」でも進められてきた「生活改善」の面も併せ持つ。次に、昭和10年作成の依知村「経済更正計画書」第四章 経済更正計画ノ大綱にある「第二項、生活ノ改善」の項目をみてみよう。

<p><b>(イ) 消費の合理化</b></p> <p>(1) 予算生活ト現金支払ノ実行督励</p> <p>(2) 共同購入共同販売ノ奨励</p> <p>(3) 冗費ノ排除</p> <p><b>(ロ) 衣食住ノ改善</b>（生活改善実行規約参照）</p> <p>(1) 式服及作業服ノ改善</p> <p>(2) 台所ノ改善ト栄養食ノ奨励</p> <p><b>(ハ) 保健衛生</b></p> <p>(1) 衛生思想ノ涵養</p> <p>(2) 農村委託所ノ設置</p>	<p>(3) 学校看護婦ノ設置</p> <p>(4) 節酒節煙ノ強調</p> <p><b>(ニ) 社交儀礼改善</b></p> <p>(1) 各家庭ノ時間ヲ一定スルヨウ努メ公私会合ニ際シテ八時刻ヲ厳守スベキコト</p> <p>(2) 結婚葬儀入退営等ニ於ケル虚礼ハ努メテ廃シ冗費ヲ節約スベキコト</p> <p><b>(ホ) 農村娯楽ノ改善</b></p> <p>(1) 盆踊ト郷土芸術際ノ施行</p> <p>(2) 依知音頭・依知おけさ作成普及</p>
--	--

田中宣一は、経済更正運動における「生活改善」について、運動そのものが計画倒れに終わった所が少なくなかった以上、その実効については大いに疑問が残るとみている。しかし、同時にこの運動において生活改善の必要性が常に意識されていたということが指摘できるとも述べている（註12）。展示資料には、田中のいうように実効にいたったかどうかは不明なものでも、生活改善に「取り組んだ」「意識した」というレベルのものは多い。

例えば「消費の合理化」(1) 予算生活ト現金支払ノ実行督励にみられる、農業経営日誌の励行では、資料にある「経済更正家計簿」が各戸に配布されているのである。

また、(3) 学校看護婦ノ設置というタイトルでは意味が通りづらいが「小学校二学校看護婦ヲ常設シ以テ学童ノ保険看護ニ従事セシムル一方村内女子・出産育児ニ関スル知識ノ啓発指導ニ努メシム」というものである。資料にある「高部屋村健康組合保険規約」は、高部屋村（伊勢原市）愛育村活動に関するものである。ここでは、全国に先駆け恩賜財団愛育会から愛育村の指定を受け、妊産婦、乳幼児を中心とする住民の健康問題に地区をあげて取り組んできている（註13）。おそらく、この事業への取り組みに際して参考とした資料であると思われる。

また、おもしろいことに、山本瀧之助が否定されるべき若者の「弊風」として目をつけてきた盆踊りではあるが、ここでは「農村娯楽ノ改善」事業の一つとしてあげられ、その施行が奨励されている。福田アジオは、経済更正運動を「社会の文化と対立の顕在化するなかで、その対立を隠すために地域的連帯が強調され」「そこに民俗の有効性が政治権力によって認識されることになる」（註14）ものだとしている。ここで、盆踊りがとりあげられたのは、福田の文脈でとらえられるものであろうか。

また、「依知音頭・依知おけさ作成普及」というのもある。芸能好なのは土地柄なのか、先の「経済更正家計簿」の裏表紙には中村雨紅作詞の「依知更正小唄」が載せられている。タイトルからこの歌はこの時に作られたものと思われ、歌詞の内容は地名、労働の様子を歌い込んだ、所謂ご当地ソングである。

依知更正小唄	
<p>1. 東ア相模川 西ア中津川          中の依知村 寶村          架けた橋さへ その名もうれし          鮎津橋やら あの昭和橋          富士や箱根も つい目の先に          「ソーレ働け ソーレ働け          依知はよいとこ おいらの村だ          村の仕事は 村の手で          ホンニ村の栄へは御国の栄え」</p> <p>2. 春は若草 紅紫雲草          夏は鯉狩 秋は虫          冬は霜枯 渡り鳥見えて          昔なつかし 猿ヶ島渡船          何処も何でも 名所が多い</p>	<p>3. お蚕忙がし 田植は忙がし          西瓜畑は 草がでる          何の骨折 何の苦勞が          どんと働きや 夕月さへも          帰る途々 笑ってくれる</p> <p>4. 波が寄るよる 黄金の波が          村の千町田に 稲の波          今日も青空 日本晴だ          さくりさくりと 熟稲刈れば          百舌も鳴くなく 桑の木原で</p> <p>5. 朝は草刈 タベは夜なべ          どんと働きや てれすくてん          何時もくるくる 豊年祭          大君の御恵みと 御先祖様へ          御恩がへしが さて出来るよう</p>

標準農村建設計画とは 「昭和十九年度標準農村トシテ農商省指令19農政第6800号ヲ以テ昭和十九年六月三十日附ニテソノ指定ヲ受ク」ではじまる計画書、そしてその指定証書がある。「標準農村」とは「国策ノ欲求スル皇国悠久ノ発展ヲ確保スルノ根底タル皇国農村ノ真ノ「アリカタ」ヲ具現セムトシ村ノ立地条件ヲ勘案、建設計画ヲ樹立スル」ものだという。先にみてきた「経済更正運動」は、運動そのものが計画倒れに終わった所が少なくなかったとはいえ、その基礎資料となる調査については正確なものといえる。また、少なくとも計画は実行されている。それに比して本資料は、指定が敗戦の約一年前という昭和19年（1944）6月である。使用される文言等に戦時色が濃くみられるだけでなく、労力として期待される青年団などの若者たちは徴用され戦地へ赴き、青年団自体も、学徒隊の結成により解散となっていく。この計画自体、どの程度実行に移されたのか疑問であるとはいえ、国から正式に指定されているものである。

計画の具体的な内容としては、皇国農民つまり「適正経営農家」を育成するために、依知村皇村塾の新設、自作農の創設、農地の交換分合、共同施設、厚生施設の整備（加工利用場、共同作業場の新設）などがあげられている。事業計画を全体的にみれば「経済更正運動」を引き継ぐものであり、特に目新しいものは多くない。

時代を反映するものとしては、（八）分村計画案があげられており、具体的には満州国依知村皇国農村の設置のため、満州農場の視察、増産隊の派遣などが計画されている。

#### 資料5 標準化農村建設計画書

「昭和十九年九月三十日

標準農村建設計画書

依知村」

「標準農村建設計画書

#### 序 言

今般本村ハ昭和十九年度標準農村トシテ農商省指令一九農政第六八〇〇号ヲ以テ昭和十九年六月三十日附ニテソノ指定ヲ受ク。コレニ関シ八月三日県庁第一会議室ニ於テ第一回県下関係指定村ノ会同アリ。以来建設計画部長ノ選定、建設計画部委員会、農林計画委員会、建設郷導隊等関係機関ノ整備ヲ急ギ村況ノ現実ヲ把握スルヲ基礎調査ヲ実施シ国策ノ

欲求スル皇国悠久ノ発展ヲ確保スルノ根底タル皇国農村ノ真ノ「アリカタ」ヲ具現セムトシ村ノ立地条件ヲ勘案、建設計画ヲ樹立スルコト左ノ如シ

### 建設計画ノ大綱

国家要請ニ照応スル毅然タル皇国農林ノ真姿ハコレヲ構成スル農家ノ毅然タル存立ヲ先行トスベシ。皇国農村ハ皇農民ノ育成活動ヲ中核トス仍テ適正経営農家トシテノ維持農家、育成農家ノ選定ノ第一歩的ニ重点ヲ置キコレガ育成指導ニ先ズ主力ヲ傾注セムトス。指導ノ方法ハ護村ノ大義ニ立チテ誘導シ依知村皇村塾(村営ニテ新設)ノ塾生トナシ練成、皇農ノ使命達成ノ先達タラシメムトス

自作農ノ創設農地ノ交換分合ハ農耕ヘノ情熱、労力ノ効率上、留意スベキ事項ニシテ中核農家ノ育成上重大ナル関連ヲ有ス。仍テ状況ノ難易ヲ測リ年度別、地区別ニ促進セム

土地及農道水利ノ改良ハ刻下戦局ニ鑑ミ食糧兵器廠タル農村ノ使命達成上真ニ火急ニ推進スベキ事項ニ属ス国家ハ第三次土地改良事業ノ推進ヲ協力ニ展開セムトスルニ乃リコレ等ノ計画ト即応シ計画ヲ策定、実績ヲ挙ゲムトス

共同施設、厚生施設モ急速ニ整備ヲ要スベキ事項ナリ農業会ヘ加工利用場ヲ附設シ各部協ヘ共同作業場ヲ新設スル等年度別ニ資材ヲ産量シテ設置セムトス

聖戦完勝ノ途上ニハ幾多ノ難局アリ。戦局ニハ起伏アルヲ免レズト雖モ第東亞戦争ノ完勝ハ疑フベクモ非ズ。吾等ハ内ニ皇国磐石ノ礎石トシテノ皇国農村ヲ培フ一面大東亞十一億民族ノ自主独立ノ境地ヲ開拓導入スルノ気魄ヲ堅持シ、民族解放ノ先達トシテ外亞滿ヲ南方ニ(フィリツピン、スマトラ方面)ニ相率イテ分村進駐ノ計画ヲ樹立セムトス

### 一、適性経営農家ノ要件

(一) 耕地 一戸当経営面積一町五反歩

(二) 労力 男二人 女一人 鮮牛又ハ役馬一頭

適正経営農家ノ規模ハ村ノ立地条件ト経営ノ機械化ハ文化度ニヨリ制約考量セラルベキモノナリ現況並ニ環境ノ来ルベキ推移ト未利用地ノ利用ヲ勘案シテ決定セリ

(三) 経営計画

水田五反歩 夏作.....水稻

裏作.....麦作(二反歩)、緑肥(二反歩)、蔬菜(一反歩)

畑一町歩 夏作.....陸稻(二反歩)、甘藷(二反歩)、馬鈴薯(一反歩)、蔬菜(五反歩)、桑(三反歩)

裏作.....大麦(二反五畝)、小麦(五反)

家畜 牛又ハ馬 一頭(農耕、厩肥料産)、鶏一〇羽

(四) 家族労力利用計画 (表略)

(五) 予算生活計画 (表略)

(六) 俸給生活者トノ生計比較

試シニ官吏、機械職員等俸給生活者トノ対比ヲ外觀的ニ考案セバ標準農家ノ生計ノ安定度ノ優位ヲ解シ得ベシ。即月俸百円トシ靴時報酬手当一〇〇円ノ俸給者八年収二千円トナシ而シテ其ノ家庭ヲ五人家族トシ一人一円ノ生活費(食費本他生活諸費等)ヲ必要トスレバ年支出一八〇〇円トナリ残二〇〇円ノ計算ヲ得ルナリ。

## 二、適性農家維持育成或目標戸数及農地面積

村農業ノ体制ト経営方針 本村耕地ノ総反別ハ620町1反ニシテ内、田207町6反、畑412町4反アリコレニ開墾ニヨル未利用地25町歩(上依知10町歩、猿ヶ島6町歩、山際3町歩、関口1町歩、中依知2町歩、下依知1町歩、金田2町歩)ヲ加算スレバ645町ノ反別トナル

コノ耕地ヲ所有者別ニ分類スレバ村内地主ニシテ維持農家(1町5反歩以上)101戸ノ所有スル耕地317町8反ナリ他町村不在地主ノ所有ハ54町 計371町8反ナリ 自作農創設ノ対象ハ第一次的ニ他町村及自村ノ不在地主所有耕地ヲ目標トシコレガ解放ヲ誘導 更ニ育成農家ノ所有耕地ヲ睨ミテ村内地主ノ解放ヲ期セムトス

維持及育成農家ノ耕地面積

(口) 維持農家選定ノ基本

(ハ) 育成農家ノ基本

(ニ) 適性農家経営ノ割合

(第一号) 適性経営農家目標戸数一覧表(略)

(第二号) 貸付農地所有者一覧表(略)

## 三、事業計画

(一) 依知村皇農塾ノ建設ト開設

・塾ノ建設

位置及建坪 依知村農業会南面ニ地トシ 32坪ノ塾舎ヲ建築

工 費 一万六千円

利 用 適正農家ノ子弟ヲ中心トシテ塾生ヲ求メ農魂振起ノ修練ヲ施ス道場タルヲ目的トシ進ソデハ冠婚葬祭ノ式場ニ或ハ村内各種団体ノ諸行事ニ広く利用セム

・塾ノ開設

塾舎建設ニ至ル迄ノ間昭和20年1月15日ヨリ毎月1日、15日ニ開講、報徳ト護村運動ヲ展開セムトス。

1カ年ヲ一期トシ塾生ヲ収容、教化日程等細目ハ別途計画ニヨル

(二) 自作農創設ト耕地交換分合

農地委員会ノ関係地主ノ理解アル協力ニ俟チテ育成農家ヲ維持農家ニ引上げ以テ適正経営規模ノ確立ヲ期セムトス 第一期計画トシテ他町地主ノ開放ヨリ着手シ漸次必要耕地ノ自作化ヲ計ルモ第一期計画ヲ三ヶ年トシ左記ノ通幹旋シ之ガ実現ヲ期セムトス

不在地主(他町村)	10割	5 4町〇反
村内地主	2割	6 5町3反
開墾其他		2 6町3反
	計	1 4 5町6反

内 訳

第1年度	3 0町歩
第2年度	5 7町8反歩
第3年度	5 7町8反歩

(三) 労力増強施設

(四) 耕地拡張施設

(五) 農道、用掛水路ノ改修施設

(六) 文化厚生施設

(七) 共同施設

(八) 分村計画案

戦局ノ推移ニ即応シ大和民族ノ大東亞指導者タル八天与ノ資質ニ鑑ミ爾今吾人ハ郷土狭小ノ地ニ躊躇スルヲ以テ使命ノ全部ト考フルハ当ラザルベシ 宜シク郷村天分ヲ洞察シ其ノ余剩ナル人口ハ機ヲツカミテ勇躍並而南方ニ雄飛開拓スルノ氣概ナカルベカラズ 即チ情勢ヲ睨シテ外地ニ分村進駐ノ計画ヲ樹テムトス 而シテ第一期計画トシテ向後三年間ニハ滿州国内ヘ滿州国依知村皇国農村300町歩ヲ設置シ興亜発展ノ基地トス

別表第四号 年度別施設一覽表(略)

別表第四号ノ二 年度別施設別途一覽表(略)

別表第五号 所要經費一覽表(略)

【 註 】

(註1) 岩田重則「若者と国家」『現代民俗学入門』 平成8年、吉川弘文館

(註2) 柳田國男「明治大正史世相編」『柳田國男全集 26』平成2年(初版は昭和6年)、筑摩書房

(註3) 加藤隆志「上磯部・下村講中における共有道具成立の様相 昭和初期・經濟更正運動と民俗」

『相模原市立博物館研究報告9』 平成12年

- (註4) 大門正克「農産漁村経済更正運動」『国史大事典 11』 平成2年、吉川弘文館
- (註5) 前掲(註3)
- (註6) 荻野、玉川村の計画書をみると、改良農具の導入として農具の動力化が進められている。
- (註7) 前掲(註2)
- (註8) 松本三喜夫「自力更正運動の虚像 - 東京府域の動向から」『府中市立郷土館紀要10』昭和59年
- (註9) 前掲(註4)
- (註10) (註11) 前掲(註8)
- (註12) 田中宣一「生活改善諸活動と民俗の変化」『昭和期山村の民俗変化』 平成2年、名著出版
- (註13) 野村みつる「高部屋愛育村の活動」『伊勢原市民俗調査報告書4 高部屋地区』 平成3年、  
「生活改善と民俗の変貌」『現代民俗学入門』 平成8年、吉川弘文館
- (註14) 福田アジオ「政治と民俗 民俗学の反省」『日本民俗の伝統と創造 新・民俗学の構想』 昭和63年、弘文堂

## 戦後の青年団活動

**青年団の解散** 第二次大戦前の青年団活動について、当時の周辺資料とともに追ってきた。経済更正運動では労力として期待されていた青年団だが、戦火が深まるとともに下表のように青年団体の統合化が進んだ。ついには大政翼賛運動の下、大日本青少年団となり、昭和20年には学徒隊の編成を機として解散に至る。

先の標準農村計画においても、経済更正運動とは異なり青年団の役割については記載がなかった。また、青年団に関わった方も、終戦前後の様子については詳しい記憶がなく「引継ぎがあったかと思うとすぐに出征の繰り返し」であったともいう。いずれにせよ、青年団の活動は、構成人員の減少によって停滞したことと思われる。

年	名 称
昭和14年	大日本青年団
昭和16年	大日本青少年団(大日本青年団、大日本連合女子青年団、大日本少年団連盟、帝国少年団協会)
昭和20年	学徒隊の結成 解散
昭和26年	日本青年団協議会



**再生する青年団** 第二次大戦後は、2、3年後で自然発生的、男女混合で青年団の復活をみたという。厚木周辺をみても、愛甲郡青年学校の編集になる『愛青文芸』が昭和21年に刊行されているが、これは愛甲郡の青年団誌であった『愛青』の文芸誌版である。青年たちの活動は、青年学校を母胎として始まっていることがわかる。その執筆メンバーも、伊従博など『愛青』の編集委員らがあっている。



各地区の青年団も戦前の機関誌を復刊させている。依知では名称を『知郷』から『知光』へと変えている（写真は依知青年団の演劇。中丸武夫氏蔵）。そして、昭和20年代も後半になると地区青年団の支部も機関誌を発行し始めている。次に、依知村青年団関口支部の機関誌『東の松』創刊号から昭和27年の文化部、産業部の動きをみてみよう。特に文化部の活動では、討論会等、男女が共同参加し、戦後民主主義の時代の新しい活動が始まっている様子がみてとれる。

月日	文化部 活動内容
3月25日	第1回文化部部会。年度事業計画を協議。
3月27日	文化部産業部共催料理講習会
5月10日	文化部主催討論会。議題「貴方の理想とする方はどんな人か」
7月3日	部会。盆踊りについて協議。
7月10日	第3回練習会
7月7日	支部練習会
7月13日	依知青年団文化部主催第2回盆踊り大会
7月25日	第10号「知光」の売却。支部発行機関誌の原稿募集。
8月23日	文化部部会。第2回討論会について
8月29日	第2回討論会。議題「幸福」
11月25日	文化部部会。昭和27年度文化部主催作品展について。
12月20日	婦人会青年団共催料理講習会。

月日	産業部 活動内容
3月27日	青年俵編
3月29日	郡主催藁工品競技会開催
5月13日	昭和26年度青年田苗代春田の施行
6月10日	依知村青年団産業部主催春蚕繭品評会。
7月4日	青年団水稲植付施行
8月1日	水稲一番草
8月6日	水稲二番草
9月23日	青年団稗拔
11月18日	役場農協生産組合青年団共催秋季農作物品評会
11月26日	青年団稲刈
12月12日	水稲脱穀調整
12月24日	青年産米出荷

その後、昭和38年頃になると「厚木市青年団」が結成され、その下に様々なサークルが活動を始めた。また、これら11団体を統括して「厚木市青年団連絡協議会」ができています。しかし、この時点ですでに共通点を欠き、また地域的な結合度が低く活発な活動ができないとされていたが、各地とも若者たちの活動の場が「地域」から「職場」へと移って行くとともに青年団の活動は停滞し、いつとはなしに自然消滅する団が多かったという。

---

---

## 参 考 文 献 一 覧

---

---

- 天野 武 『若者の民俗』 昭和55年、ペリかん社
- 岩田重則 「若者と国家」『現代民俗学入門』 平成8年、吉川弘文館
- 岩田重則 「年齢秩序と年齢集団」『講座 日本の民俗学』 平成9年、雄山閣出版
- 大門正克 「農産漁村経済更正運動」『国史大事典 11』 平成2年、吉川弘文館
- 大畑 哲 『神奈川の自由民権 小宮保次郎日誌』（昭和59年、勁草書房）
- 加藤隆志 「上磯部・下村講中における共有道具成立の様相 昭和初期・経済更正運動と民俗」『相模原市立博物館研究報告9』 平成12年
- 瀬川清子 「年令構成からみた若者組」『日本民俗学会報 48』 昭和41年
- 関 敬吾 「年齢集団」『日本民俗学大系 社会と民俗1』 昭和33年、平凡社
- 田中宣一 「生活改善諸活動と民俗の変化」『昭和期山村の民俗変化』 平成2年、名著出版
- 野村みつる 「高部屋愛育村の活動」『伊勢原市民俗調査報告書4 高部屋地区』 平成3年
- 野村みつる 「生活改善と民俗の変貌」『現代民俗学入門』 平成8年、吉川弘文館
- 福田アジオ 「性と年齢の秩序」『日本民俗学概論』 昭和58年、吉川弘文館
- 福田アジオ 「政治と民俗 民俗学の反省」『日本民俗の伝統と創造 新・民俗学の構想』 昭和63年、弘文堂
- 平山和彦 「年齢と性の秩序」『日本民俗文化大系8 村と村人』 昭和59年、小学館
- 平山和彦 「青年団」『国史大事典 8』 昭和62年、吉川弘文館
- 保坂一房 「昭和初期の南多摩郡青年団」『地域文化の源流 多摩に生まれた「学び」の系譜』 平成13年
- 松本三喜夫 「自力更正運動の虚像 - 東京府域の動向から」『府中市立郷土館紀要10』 昭和59年
- 松本三喜夫 「地方改良運動と青年団活動 - 府中市域の事例を中心として」『府中市立郷土館紀要9』 昭和59年
- パルテノン多摩編 『地域文化の源流 多摩に生まれた「学び」の系譜』 平成13年
- 『神奈川県史 各論編5 民俗』 昭和52年
- 厚木市史編さん室編 『厚木市史 近世資料編(1)社寺』 昭和61年
- 厚木市史編纂委員会編 『厚木近代史話』 昭和45年
- 厚木市文化財協会編 『厚木の民俗3 講』 昭和58年

## おわりに

すでに7冊刊行されている『厚木市史』も、まだ現代編までの刊行をみておらず、現代編の資料調査も市域全体では行われていません。当館の近現代資料、特に青年団に関連する資料も同様に、市域全体にわたるものではありません。このような不十分な調査、資料にもかかわらずほぼ収蔵資料だけで展示会を開こうとしたのには理由があります。近隣市町村では、近現代史の刊行が始まっていることから分かるように、この時代はすでに歴史の一部となってきています。関連する文書なども立派な資料となっているにもかかわらず、所蔵者の方々にその意識をもってもらえないのです。所蔵者にとっては「ついこの間のもの」としか思えないこれらの資料は破棄されたり、また散逸したりする危険性が非常に高くなっているのが現状と思われます。

今回は、展示会を通して市民の方々に、現代資料の価値、その収集の意義を知っていただきたいと考え、展示会を開催いたしました。今後も「青年団」という組織、関連する資料を通じて若者の民俗、その時代を知るための調査・研究、資料収集を続けていきたいと思えます。そして、いずれは充実した厚木の現代資料コレクションを作り、本当に当時の市域全体が見渡せるようにしたいのです。

展示を御覧いただいた皆様方からのご意見、ご批評とともに、青年団をはじめ現代資料に関する情報をお待ちしております。 (展示企画担当 / 大野一郎)

---

### 第13回収蔵資料展

## 活動する青年たち

あつぎの青年団資料を中心に

発行日 平成13年5月19日  
編集 厚木市郷土資料館  
神奈川県厚木市寿町3-15-26  
TEL 046-225-2515  
発行 厚木市教育委員会

---